

令和5年第1回熊野町議会定例会

会議録（第1号）

1. 招集年月日 令和5年3月7日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和5年3月7日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

|              |                |
|--------------|----------------|
| 1 番 水 原 耕 一  | 2 番 福 垣 内 邦 治  |
| 3 番 光 本 一 也  | 4 番 中 島 数 宜    |
| 5 番 尺 田 耕 平  | 6 番 竹 爪 憲 吾    |
| 7 番 諏 訪 本 光  | 8 番 沖 田 ゆ かり   |
| 9 番 片 川 学    | 10 番 時 光 良 造   |
| 11 番 民 法 正 則 | 12 番 荒 瀧 穂 積   |
| 13 番 山 吹 富 邦 | 14 番 山 野 千 佳 子 |
| 15 番 中 原 裕 侑 | 16 番 大 瀬 戸 宏 樹 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席委員（0名）

な し

~~~~~○~~~~~

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

|             |         |
|-------------|---------|
| 町 長         | 三 村 裕 史 |
| 副 町 長       | 岩 田 秀 次 |
| 教 育 長       | 平 岡 弘 資 |
| 総 務 部 長     | 西 村 隆 雄 |
| 住 民 生 活 部 長 | 貞 永 治 夫 |
| 健 康 福 祉 部 長 | 時 光 良 弘 |
| 建 設 農 林 部 長 | 堂 森 憲 治 |
| 教 育 部 長     | 隼 田 雅 治 |
| 総 務 部 次 長   | 西 岡 隆 司 |

|               |       |
|---------------|-------|
| 住民生活部次長       | 西川伸一郎 |
| 健康福祉部次長       | 西村ゆり  |
| 建設農林部次長       | 安宅俊道  |
| 建設農林部公営企業担当次長 | 寺垣内栄作 |
| 教育部次長         | 立花太郎  |
| 財務課長          | 多久見良数 |
| 政策企画課長        | 須賀雅彦  |
| 産業観光課長        | 近藤光宏  |
| 収納管理課長        | 福嶋春樹  |
| 防災安全課長        | 花岡秀城  |
| 生活環境課長        | 熊野孝則  |
| 高齢者支援課長       | 井原志保里 |
| 子育て支援課長       | 佛圓至裕  |
| 健康推進課長        | 桐木和義  |
| 農林緑地課長        | 堀野准   |
| 都市整備課長        | 宗像雅充  |
| 会計課長          | 福垣内哲治 |



7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 榎並正和 |
| 議会事務局書記 | 尾濱宏教 |



8. 議事日程（第1号）

開会宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつ

- いて（梶山孝之）
- 日程第 7 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（荒谷直美）
- 日程第 8 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて（竹森由美子）
- 日程第 9 議案第 1 号 熊野町個人情報保護法施行条例案について
- 日程第 10 議案第 2 号 熊野町個人情報保護審査会条例案について
- 日程第 11 議案第 3 号 熊野町犯罪被害者等支援条例案について
- 日程第 12 議案第 4 号 熊野町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例案について
- 日程第 13 議案第 5 号 筆の里工房の博物館への位置付けに関する関係条例の整理に関する条例案について
- 日程第 14 議案第 6 号 熊野町郷土館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 15 議案第 7 号 熊野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 16 議案第 8 号 熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 17 議案第 9 号 熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 18 議案第 10 号 熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 19 議案第 11 号 町道の路線認定について
- 日程第 20 議案第 12 号 町道の路線変更について
- 日程第 21 議案第 13 号 熊野町民会館講堂特定天井改修工事請負契約の締結について
- 日程第 22 議案第 14 号 令和 4 年度熊野町一般会計補正予算（第 5 号）について
- 日程第 23 議案第 15 号 令和 4 年度熊野町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 24 議案第 16 号 令和 4 年度熊野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

- 日程第 2 5 議案第 1 7 号 令和 4 年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 2 6 議案第 1 8 号 令和 4 年度熊野町上水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 7 議案第 1 9 号 令和 4 年度熊野町下水道事業会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 2 8 議案第 2 0 号 令和 5 年度熊野町一般会計予算について
- 日程第 2 9 議案第 2 1 号 令和 5 年度熊野町国民健康保険事業特別会計予算について
- 日程第 3 0 議案第 2 2 号 令和 5 年度熊野町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第 3 1 議案第 2 3 号 令和 5 年度熊野町介護保険特別会計予算について
- 日程第 3 2 議案第 2 4 号 令和 5 年度熊野町下水道事業会計予算について
- 日程第 3 3 発議第 1 号 熊野町議会の個人情報保護に関する条例案について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

9. 議事の内容

(開会 9 時 3 0 分)

○議長（大瀬戸） ただいまの出席議員は 1 6 名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 5 年第 1 回熊野町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 1 2 5 条の規定により、7 番、諏訪本議員、8 番、沖田議員、9 番、片川議員の 3 名を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日より 1 7 日までの 1 1 日間にしたいと思います。ですが、これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、会期は本日より 1 7 日までの 1 1 日間とすることに決定しました。

これより議案等の説明を求めるため、町長、その他の関係職員の出席を求めます。  
暫時休憩します。

(休憩 9時31分)

(再開 9時32分)

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

これより日程第3、諸般の報告を行います。

事務局長から報告させます。榎並事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長（榎並） 諸般の報告をいたします。

昨年12月19日、令和4年第2回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、令和3年度各会計歳入歳出決算認定及び令和4年度一般会計補正予算等で、いずれも原案のとおり可決されております。

また、同日、令和4年広島県海田高等学校財産組合議会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、令和3年度決算認定及び令和5年度一般会計予算で、いずれも原案どおり可決されました。

12月22日、文教委員会が所管事務調査を実施しました。福岡県福岡市で「いじめゼロへの取組みについて」、福岡県春日市で「コミュニティスクールについて」調査を行いました。

令和5年1月5日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第125号の記事校正を行いました。

1月6日、広島県町議会議長会定例議長会議がホテルメルパルク広島で開催され、議長が出席しました。主な議題として、広島県自治功労者等表彰などについて協議されました。

1月8日、令和5年熊野町消防出初め式が町民グラウンドで行われ、多数の議員が出席しました。

また、同日「成人を祝う会」が町民会館で開催され、議長が出席し、祝辞を述べました。

1月11日、議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第125号の記事校正を行いました。

1月18日、同じく議会広報特別委員会が開催され、くまの議会だより第125号の最終校正を行いました。

1月20日、広島県水道広域連合企業団議会議員全員協議会が開催され、議長が出席しました。主な議題として、議会の運営方法などについて協議されました。

1月30日、議会全員協議会が開催され、議会からの報告案件3件について協議をしました。

1月31日、広島県水道広域連合企業団議会議員全員協議会が開催され、議長が出席しました。主な議題として、水道企業団議会の傍聴規則などについて協議されました。また、同日、広島県水道広域連合企業団議会議員1月臨時会が開催され、議案は、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例ほか31議案で、いずれも原案どおり可決されております。

2月2日、安芸郡町議会議長連絡協議会研修会が安芸府中生涯学習センターくすのきプラザで行われ、多数の議員が出席しました。研修内容は、府中町PR大使・漫画家の田中宏氏から、「なりたい大人、夢見る場所、帰りたい町」と題して講義をいただきました。

2月14日、福岡県久山町議会の産業建設常任委員会が、有害鳥獣対策および農業振興について視察研修に来庁され、議長が出席いたしました。

2月21日、令和5年第1回安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催され、議長が出席しました。主な議案は、令和5年度の一般会計予算及び特別会計予算で、いずれも原案どおり可決されております。

2月22日、令和4年度自治功労者等表彰式並びに広島県町議会議員研修会がメルパルク広島で行われ、多くの議員が出席しました。自治功労者等表彰では、町議会議員として27年以上在職された議員として山吹議員、同じく15年以上された議員として荒瀧議員が表彰されました。研修内容は、午前、「広報紙クリニック」と題しまして、広報コンサルタントの芳野政明氏から、各町の議会広報紙に対する講評が行われ、午後からは、「人生100年時代の地方創生～「ふるさと」をつくる・つなぐ～」と題しまして、東京大学大学院教育学研究科教授の牧野篤氏から講演をいただきました。

2月28日、議会全員協議会が開催され、執行部からの報告案件2件、協議案件2件について協議をしました。

3月2日、議会運営委員会を開催し、令和5年第1回熊野町議会定例会の議事運営に

ついて協議をしました。

続きまして、議長宛てに陳情書・要望書等が提出されていますので御紹介いたします。事前にお配りしております「陳情書・要望書等一覧」の資料を御覧ください。

昨年12月22日、「会計年度任用職員の不安定雇用問題に対する緊急要望書」が、公務非正規女性全国ネットワーク（はむねっと）代表、渡辺百合子氏から提出されています。

12月28日、「日本全体で解決すべき問題として、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める陳情」が、コドソラ代表、与那城千恵美氏から提出されています。

令和5年1月4日、「県ジーンバンクが令和5年3月31日をもって廃止することに関する意見書の提出を求める陳情」が、河野久美子氏から提出されています。

2月1日、「電気設備工事の分離発注の継続を求める陳情書」が、一般社団法人広島電業協会会長、迫谷章氏から提出されています。

2月21日、「緊急事態条項を新設する憲法改正に反対する陳情」が、河野久美子氏から提出されています。

諸般の報告は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で報告を終わります。

これより日程第4、施政方針を行います。

令和5年度の予算編成に当たり、町長から施政方針説明の申出がありましたので、これを許します。三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 令和5年3月定例会に際し御参集をいただき、誠にありがとうございます。

令和5年度の予算案及び諸案件の審議をお願いするに当たり、私の町政運営に対する基本方針と新年度における施策の概要を申し上げ、議員各位及び町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

昨年を振り返りますと、令和2年から始まった新型コロナウイルス感染症との長い戦いに加え、ロシアのウクライナ侵攻による不安定な国際情勢や、昨年急速に進んだ円安の影響により、光熱費をはじめ、様々な生活必需品や原油の価格が高騰するなど、我が

国の社会経済は大きく影響を受けたところであります。町民の皆様におかれましても、長引くコロナ禍によって厳しい生活を強いられる方がいる現状において、昨今の物価高騰による生活への影響は実に深刻であると考えております。

このような前例のない課題が次々と押し寄せる事態に直面し、本町ではワクチン接種、各種給付金の給付、割引クーポン券の発行など、国の臨時交付金や支援制度を最大限に活用して予算編成を行い、職員が部署を超えて協力するなど、全庁一丸となりスピーディかつ確実に取り組んでまいりました。

新型コロナウイルス感染症につきましては、感染症法上の位置づけが、本年5月8日に2類から5類に移行されることとなり、また今月13日からはマスクの着用についても緩和されるところでございますが、一日も早くコロナ禍前の日常生活に戻れるよう、今後も必要な対策を講じてまいります。

それでは、令和5年度の町政運営に対する基本方針につきまして申し上げます。

感染症及び物価高騰への対策は、国の動向を注視しながらスピード感を持って取り組むとともに、次の2つの施策を重点的に進めてまいります。

1つ目は、「子育て世代に選ばれるまちづくりの推進」です。先日、日本の令和4年出生数が初めて80万人割れとなったこと、広島県の転出超過が2年連続で都道府県別ワースト1になったことが発表されました。このような状況の中、第6次熊野町総合計画に掲げた人口ビジョンを達成するために、「こども・子育て施策」としての医療費の助成の拡充や、「移住・定住施策」としての子育て世代の住宅取得者に対する交付金の支給など、子育て世代に選ばれるまちづくりを進めてまいります。

2つ目は、「災害に強いまちづくりの推進」です。平成30年度から令和3年度までに発生した災害復旧につきましては、令和4年度で完了の見込みです。また、令和元年度に策定した熊野町災害復興計画は、令和5年度が最終年度となります。皆様の命と暮らしを守るため、引き続き、ハード事業とソフト事業を織り交ぜ、皆様が安心して日々の生活を送ることができるまちづくりを進めてまいります。

こうしたことを踏まえ、次に令和5年度の主要施策と取組を総合計画の基本目標に沿って申し上げます。

まず、基本目標1の「誰もが元気で健やかに暮らせるまち」でございます。子供から高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた熊野町で、安心して自分らしく暮らし続けることができるよう取組を進めてまいります。



子育て支援施策におきましては、乳幼児医療費助成制度をこども医療費助成制度に改め、通院費の助成対象年齢を中学3年生まで拡大し、子育て支援施策の充実を図ります。また、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、妊娠期から出産・子育てまで一貫して相談に応じ必要な支援につなぐ伴走型相談支援と、出産・育児用品購入等に対する経済的支援を一体的に行ってまいります。

障害者施策におきましては、障害者の地域での自立した生活を支援し、障害者保健福祉事業を効果的に展開するため、取り組むべき施策の方向性を定める「熊野町障害者保健福祉計画」と「第7期障害者福祉計画」、「第3期障害児福祉計画」を策定し、障害者のニーズの変化を踏まえた見直しを行ってまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、ワクチン接種の特例臨時接種実施期間を1年延長することにより、接種可能な全ての年齢の人を対象として、秋から冬にかけて年1回接種を実施することを基本とし、重症化リスクが高い高齢者等については、春から夏にかけて前倒ししてさらに1回接種を実施する方針となっています。引き続き、接種体制を確保し、円滑な接種に取り組んでまいります。

続きまして、基本目標2の「学ぶ力と豊かな心を育むまち」でございます。

「学ぶ力と豊かな心の実現」のための教育施策として、「学び続ける力の育成」、「思いやりの深化」、「学校・地域等の連携強化」を重点目標に取り組んでまいります。学校教育と社会教育を融合させたコミュニティ・スクールの取組を充実させ、「ふるさと熊野」に誇りと愛情を持ち、熊野で学んでよかったと思える教育を進めてまいります。

学校教育におきましては、これから迎えるSociety 5.0の時代を見据え、令和2年度に導入した一人1台端末のさらなる活用を図り、「個別最適な学び」と「協働的な学び」によって確かな学力を培ってまいります。また、令和5年度から運用開始する校務支援システムを活用して事務の効率化を図るとともに、教職員の働き方改革を進め、児童生徒と向き合える時間の確保を図ります。

社会教育においては、平成30年7月豪雨災害から5年を迎えるに当たり、慰霊・復興を目的として、町民グラウンドで指定管理者の主催による夏祭りを開催いたします。

次に、人権が尊重された社会づくりへの取組として、犯罪により被害を受けた町民を支援するため相談窓口を設置し、犯罪被害者見舞金を支給するなど、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資するよう取り組んでまいります。

次に、基本目標3の「活力と魅力に満ちた元気なまち」でございます。

移住・定住の促進施策を充実させるとともに、本町の文化や人材などの地域資源を有効活用した観光・交流機能の充実を図り、活力と魅力に満ちた元気なまちづくりを進めます。

移住定住促進策として、子育て世代の定住を促進するため、一定要件の住宅取得者に対し交付金を支給する事業を引き続き実施するとともに、県と連携して移住支援金制度を実施し、東京圏からのU I ターン人材を呼び込むことで、人口の維持、地域の活性化を図ってまいります。

また、ふるさと納税において、返礼品の拡充や納税サイトを追加することで、本町の魅力や地域資源をPRし、関係人口の増加やリピーターの定着につなげるとともに、町内事業者の販売促進等を支援してまいります。

観光支援に関する事業では、今後の熊野町の観光振興が地域住民を中心とした取組となるよう、その基盤づくりに取り組んでまいります。

次に、基本目標4の「安心・安全で快適に暮らせるまち」でございます。災害対策を中心に、皆様が安心して日々の生活を送ることができるまちづくりを進めます。

地域防災力の向上に向けた取組といたしましては、住民参加型の研修として継続して実施している「防災・減災まちづくり会議」や児童・生徒などによる防災学習を通して、「自助」の大切さを再認識し、防災サポーターの輪を広げていくとともに、「家庭防災」から「地区防災」へつなげていくことで、災害に強いまちづくりを推進します。その他、近年、災害が激甚化・頻発化する中での災害発生予防及び災害拡大防止の取組といたしまして、道路、河川、農業用施設等のインフラの強靱化を進めてまいります。

次に、本町の幹線道路である矢野安浦線及び瀬野呉線で進められておりますバイパス整備事業は、まちの発展と町内の渋滞緩和を図るために必要不可欠な事業であるため、県と連携して、早期完成に向けて全力で取り組んでまいります。

町道の新設・改良工事としましては、新たに町道萩原線の新設事業を進めてまいります。この路線は、町内のネットワークを構成する重要な路線であるとともに、県道矢野安浦線バイパスと現道との接続道路としての性格も有することから、バイパス事業と一体として進める必要があり、県事業の進捗に併せて測量等の準備を進めてまいります。

公共交通の維持におきましては、町民の移動手段を確保するため、バス事業者への運行補助やおでかけ号の運行を引き続いて実施するとともに、熊野町地域公共交通計画を策定します。

次に、下水道事業でございますが、汚水管路の老朽化対策としましては、熊野団地内の老朽管を計画的に更新してまいります。

次に、基本目標5の「人と自然が調和する美しいまち」でございます。

コンパクトなまちづくりと公共交通ネットワークの形成、生活利便性の維持・向上、安心と安全に暮らせる居住環境の形成、インフラ整備に伴う行政コストの削減等を図り、持続可能なまちづくりを推進するため、引き続き立地適正化計画の策定に取り組んでまいります。

筆の里工房の周辺事業につきましては、体験交流施設の令和7年度下半期オープンを目指して実施設計業務に取り組むとともに、今後の公園整備に向け、公園施設の構造物設計や上下水道設備工事などを実施してまいります。

次に、基本目標6の「自立と協働みんなで創る持続可能なまち」でございます。

D Xの推進につきましては、令和3年3月に策定しました「熊野町D X推進計画」に基づき計画的・継続的に推進しているところでございます。キャッシュレス決済の導入を含めた行政手続のオンライン化の充実を図るとともに、役場窓口においても職員がヒアリングしながら申請書の作成や諸証明の発行ができる「書かない窓口」の本格運用を開始いたします。これらの取組により「役場庁舎に行かなくてもよい」、「書かなくてもよい」といった、住民手続や窓口サービスの向上に努めてまいります。

また、マイナンバーカードのさらなる普及啓発をするため、引き続き、新規カード作成や保険証の機能追加などの支援を行います。

これらの施策を中心に予算編成を行った結果、令和5年度の一般会計当初予算の総額は95億5,643万2,000円となり、前年度と比べ3.6%の増となりました。また、特別会計は3会計の合計で56億6,078万9,000円、企業会計は1会計で11億1,184万7,000円を計上しております。

以上、令和5年度における主要施策につきましてその概要を申し上げます。

最後になりますが、冒頭に申し上げましたとおり、感染症や物価高騰など、前例のない課題が次々と押し寄せる事態に直面しております。刻一刻と変化する町行政を取り巻く社会の潮流を的確に捉え、それに対応する施策を最小の経費で最大の効果が上がるよう意識して実施することで、総合計画で定めた将来像である「ひと まち 育む 筆の都 熊野・なんかいい ちょうどいい そう想えるまち」の実現に、全力で取り組んでまいり所存でございますので、議員各位をはじめ、町民の皆様の格別なる御理解と御協力を賜

りますようお願い申し上げます、令和5年度の施政方針とさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で町長の施政方針説明を終わります。

これより日程第5、一般質問を行います。5名の議員より通告がありましたので、順次発言を許します。

初めに、1番、水原議員の発言を許します。水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 皆さん、おはようございます。

1番、水原耕一です。本日もよろしくお願ひいたします。

今回の質問は、町有地における樹木等の剪定計画についてです。

空き地や空き家の手入れを怠るとすぐに草が生え始め、三、四年たつと小枝が目立つようになります。夏には害虫等の駆除に悩まされ、秋には落ち葉を落とし、側溝等にたまり、掃除の処理に苦勞します。そこで、周り近所に迷惑をかけないよう地主の方は定期的に満遍なく草を刈ったり、木の枝を落としたりと手入れをして、適切な処置を行っています。これは当然の義務です。しかし、高齢になってきますと、思うように体が動かなくなり、草刈りの手入れができずそのまま放置されて大変な状況に陥っている致し方ない場所や、所有者の方が亡くなり相続された方も県外で管理を行っている場所も多々あります。

しかし、町有地であれば話は別でして、予算組みさえできれば滞りなくきれいに刈り取ることができます。しかし、この予算組みがなかなか住民の方には分かりづらいところがあり、理解することが難しいように感じます。

町が管理しないといけない場所は決まっています。剪定計画に基づいて処理していけばいいのですが、町のほうもいろいろ苦勞されており、スムーズに行えない事情もあると思います。そこで、町有地の樹木の剪定に対してどのような予算組みをして、どのような計画、スケジュールで行い、景観を維持しているのかを伺います。

以上、詳細な答弁をよろしくお願ひします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 水原議員の御質問、「町有地における樹木等の剪定計画について」お答

えします。

町有地である歩道の街路樹につきましては、道路の沿道景観の創出や歩行者と車両の分離などの観点から植樹しているものであり、現状の樹木の状態を踏まえ、適切な管理を行っております。一方、団地等ののり面などの町有地に繁茂する自然の樹木や雑草等については、必要に応じた対応を行っております。

詳細は建設農林部長から答弁いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 水原議員の「町有地における樹木等の剪定計画について」の御質問に詳細にお答えします。

まず、町道の歩道の街路樹につきましては、適切な維持管理のために必要な予算を道路維持管理事業の植栽管理業務委託料として当初予算に計上しております。作業計画については、樹種やその状態によって剪定や施肥などの時期が異なることから、年間を通じて専門性の高い業者に管理を委託して、適切な時期に対応することとしております。

なお、特に周辺住民への影響がある作業等につきましては、路上に作業予告看板を設置するなどの対応を行っております。

また、近年、熊野団地内の歩道など樹木の根の張り出しなどで歩行空間の安全性が確保できない箇所については、予算に応じて計画的な伐採等を行っております。

次に、団地等ののり面の樹木につきましては、里山林整備により自然景観の保全を図るための必要な予算を林業振興対策事業に当初予算計上しております。作業計画については、主なところで申しますと、面積の広いのり面を有します3か所の団地を、年1回のローテーションで樹木等の繁茂の状況を確認し、下刈りや間伐の場所を計画して自然景観の保全を行っております。

以上のように、施設に応じて利用者の利便性や周辺住民の安全確保の観点から、引き続き適正な対応を行ってまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 詳細な答弁、ありがとうございます。

それでは、まず初めに町有地において雑草や樹木が繁茂している箇所が見られますが、町が管理している道路、公園、のり面等はどれぐらいありますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 町が管理している道路、公園、のり面の数ということでございますけども、歩道につきましては、これ昨年度末の数値でございますけども、町道深原公園線など9路線の中で171本の街路樹を管理しておるところでございます。また、公園につきましては中央ふれあい公園など56か所の管理を行っております。あと町有地ののり面ということでございますけども、定期的に間伐等を実施している広い面積を有する団地等ののり面ということで、熊野団地、さくら野団地、皇帝ハイツの3か所を管理しておるところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。

それでは、それらののり面の樹木の剪定計画の取扱い方、これを細かく設定されていますでしょうか。草木は毎年伸びます。3年置き、5年置きに刈り取るというような計画までできていますでしょうか。また、管理している箇所を定期的に見て回っていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野農林緑地課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（堀野） 先ほど部長の答弁にもありましたように、主なところで申しますと、熊野団地、さくら野団地、皇帝ハイツの順を基本とし、樹木の繁茂の状況を確認し、1年ごとに計画しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~  
○1番（水原） しかし、前に樹木を根元からの伐採で取り決めていた箇所が、気がつけば枝打ちのみという箇所がありました。これ住民の方が大変困惑されています。なぜそのようなことが起きたのでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 堀野課長。

~~~~~○~~~~~  
○農林緑地課長（堀野） 個々の要望につきましては、状況を確認後、課内での情報共有はしているところですが、行き違いがあったようですので、今後は丁寧な説明をしていくように努めてまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~  
○1番（水原） こういうことがあっちゃいけないんで、ぜひ報連相の徹底のほうをよろしく願いいたします。

次に、公園の樹木、雑草の管理はどのようになっているかお聞きしたいのですが、子供が遊ぶところなので、夏前には対応できる計画になっていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 宗像都市整備課長。

~~~~~○~~~~~  
○都市整備課長（宗像） 公園ですけれども、56か所のうち11か所につきましては、年間を通じて植栽の管理業務といたしまして、剪定、薬剤防除、それから除草等を委託により管理していただいております。そのほかの公園につきましては、状況にもよりますけれども、年に2回、できるだけ夏前の梅雨時期の雑草が繁茂する時期と、秋口に委託で草刈り業務をしていただいております。

さらにちょっと重複するところもございますけれども、56か所のうち33か所につきましては、公園清掃等報奨金制度により清掃及び巡回、除草を地域の方々により実施していただいている状況がございます。また、状況にもよりますけれども、町の職員に

より、直接草刈り等の管理を行う場合もございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ありがとうございます。これからも安心して遊べる環境づくりのほうをよろしく願いいたします。

それでは、次に突発的に出る伐採作業や剪定作業の予算対応はどのようになっていますでしょうか。突発的に出る作業によって、今現在計画している剪定作業を先延ばしすること等はないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（堀野） 突発的な対応につきましては、危険回避のための最小限を基本としているところですが、その対応により大幅に計画が変更する必要が生じる場合もあると思います。そのときは別途予算措置等を検討する必要があると考えています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 分かりました。突発的に出る作業のほうも最低限対応できる体制づくりのほうをよろしく願います。

次に、令和4年度にのり面を剪定することが決まっている箇所がありました。しかし、年度初めの4月に刈るのと年度末の3月に刈るのとでは大きく違います。住民の方は害虫が発生する夏頃から枯れ葉が落ちる秋前には刈ってほしいものです。業務執行時期はどのように決めていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（堀野） ひろしまの森づくり事業交付金を活用した里山林整備事業では、



交付金の手続で執行までに一定の時間を要します。また、木の休眠期に実施することで処分費用の軽減を図るとともに、作業の安全性や効率性から、秋季から冬季にかけて樹木が繁茂していない時期に実施するように計画しています。それと、業務期間についても、面積が広いため一定の業務期間を要しますが、業務期間を前倒しするなど、少しでも早い時期の完了に向けて取り組んでいきます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） これよろしく願いいたします。

次に、剪定計画がなかなか入らない場所で、住民の方が一応町に相談したのですが、予算の関係で刈り取りができないと言われた箇所がありました。そこを住民の方がボランティアで、これかなり危ない急斜面なんですけど、そこを暑い夏に刈ったところがあります。けがなどした場合、何か対応策がありますでしょうか。また、刈った草をまたビニール袋に入れるというのは大変な苦勞です。町のほうで取りに来ていただくということができないでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（堀野） 町有地ののり面などの緑地は管理面積が広く、限られた予算では全ての管理が行き届かないことは認識しています。その上で、地域住民によりボランティアで管理していただいている場所もあり、大変助かっています。

なお、ボランティア活動についてですが、けがの対応や刈り取った草木の回収については、作業内容や実施時期などの状況にもよりますので、事前に相談いただきますようお願いいたします。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） ぜひいろんな対応のほうをよろしく願いいたします。

最後に、この質問をしようと思ったきっかけは、繰り返すようですが、きちんとした町有地の樹木の剪定計画があるかどうかを知りたかったからです。計画に入っている場所の刈り取る時期が曖昧なのがちょっと気になりました。年度初めに剪定が決まっている場所は普通なるべく早く刈り取ってほしいものです。いろいろと事情があり、すぐとはいかない箇所もあると思います。しかし、住民の方はいつ刈り取ってもらえるのかを知りたいのも事実です。予算組みをしたなら早めの計画をつくり、早めの対応をお願いしたいのです。

しかし、年度末の3月に刈り取るところがあります。住民の方はやはり年末までに刈り取ってもらい、きれいな環境で新年を迎えたいものです。3月に刈り取る理由は何か知りたいのですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（堀野） 夏場の雑草や雑木が生い茂っている山でも、秋になれば草が枯れ、足元がよく分かるようになり、この時期の木は水分が少なく切り倒しやすくなるため、この時期での実施をしています。今年度で申しますと、県に対して8月に交付金の申請を行い、交付決定通知書があり、10月入札に付し、業務期間を11月から3月で実施しています。なお、準備期間や面積が広いため、例年この時期で実施しています。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 分かりました。しかし、住民の方はやはり草木が繁茂する箇所があれば早く刈ってほしいものです。それもかなり長い期間放置されている箇所はなおさらです。しかし、町のほうでもいろいろと事情があり、できず長引くところもあると思います。そういう箇所については住民の方に説明することも必要だと思いますので、丁寧な説明を行っていただくよう要望いたします。

また、最近、物価の高騰が続いています。8月に県に交付金の申請を行うらしいのですが、年度初めの4月の単価と8月の単価ではかなり違う可能性が出てきています。当初予算に計上した金額が合わない場合のことを考えると、早めの交付金の申請を望みま

す。やはり人は年末大掃除をしてきれいな環境で新年を迎えたいものです。ぜひ3月に刈り取る箇所を少しでも減らし、住民の方が安心して生活できる環境づくりをお願いいたします。

以上で私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で水原議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は10時35分とします。

（休憩 10時18分）

（再開 10時35分）

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて、4番、中島議員の発言を許します。中島議員。

~~~~~〇~~~~~

○4番（中島） 4番、中島数宜です。

通告書に基づきまして、1番目に「安心・安全に向けた取組」と、2番目に「コロナ禍以前の生活に取り戻す方法、方策は」、以上、2点について質問いたします。

私は4年前、町民の皆様からの付託をいただき初当選させていただきました。この間、地域の皆様方から数多くの声をいただきました。議会を通じて町政に反映してまいりましたが、議員としての役割を十分に果たせなかったことを反省しているところであります。質問に当たりましては、議長には数多くの質問の機会を与えていただき、ありがとうございました。また、町長はじめ執行部の皆様方から明快な答弁をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

一方では、質問によってはすぐに結果につながらず、継続的に検討していただく案件もありました。引き続き前向きに検討していただきたいということを要望しながら、以前の関連の質問として、安心安全に関する内容を中心に質問をさせていただきます。

1点目は、3年前にハザードマップが完了し配布されたところであります。その結果、区域内には数多くの公的施設があることが分かりました。町民の生命を守る観点から、その施設を安心して利用できるよう改善すべきと質問させていただきました。その後の状況についてお尋ねをいたします。

2点目は防災行政無線のデジタル化が完了して2年が経過いたします。開始当初はいろいろな問題点もあったと思います。特に、東部方面、西部方面は放送が聞こえないとの苦情が多くあったようです。対策として、中継設備の新設、アンテナ設備の改善などの対策に取り組んでいただいたこと、改めて感謝申し上げます。

しかしながら、一部の地域ではハウリングと申しましょうか、隣接の放送設備との共鳴によって放送内容が聞き取れないという声を聞きます。全体の評価とその対策を教えてください。

3点目、災害復旧・復興に関しては、各議員の方々から何度か質問をされております。災害から5年を迎えます復旧工事は完了したと報告がありましたが、現在の状況を教えてください。

4点目になります。鳥獣対策補助制度の見直しを図るなど、被害軽減策に取り組んでいただきありがとうございました。しかしながら、依然として鳥獣被害は減少せず、増加傾向にあるように思います。過去3年間の捕獲状況を教えてください。また、さらなる強化策がありますでしょうか。

5点目、3月19日には海田町から東広島市までの安芸バイパスが完成をいたします。今までの町内を通過していた車両が安芸バイパスを迂回するようになり、町内の交通渋滞がある程度緩和されるとの見方がありますが、私は矢野安浦線バイパスが完成するまでは渋滞解消には結びつかないと思っております。完成するまでに局部的に交差点改良を行い、渋滞対策に結びつけるとのことでした。その後の状況はどのようになっているでしょうか。

次に、2番目の質問になります。コロナ禍前の生活に取り戻す方策について質問いたします。

新型コロナ感染症が発生して3年が経過しました。この間、行動制限や経済活動の制限などの政策により私たちも非日常的な生活を強いられ、日常の生活様式は一変してしまいました。現在は少しずつ減少しているように思います。そのような状況の中で、今後も感染拡大防止を図りながら日常生活や経済社会活動を継続できるよう、行動制限の緩和の取組を進めていくとの方針が政府において決定をされました。

これらの方針を受けまして、1点目に、コロナ禍前のようなにぎわいを町としてどのように取り組んでいかれるのか、その方策についてお尋ねいたします。

2点目に、ワクチン接種も4回、5回と接種が増加したことも、感染が落ち着いてき

たのも一つの要因としてあると思いますが、一方では新たな変異株が発生することも懸念されます。最近のワクチン接種状況と今後の課題についてお尋ねいたします。

最後の3番目になります。ウイズコロナに向け、2類から5類への分類変更、マスク着用制限緩和など、日常の生活に近づきつつある状況ですが、まだコロナと向き合いながら学校教育を進めていく必要なものがあると思います。もうじき春のイベント、卒業式、入学式が待っております。生徒たちはマスクを外して式に臨むことに喜びを感じているのではないかと考えております。今後もしろいろな制限が緩和されていくと思います。その状況を踏まえながら、今からどのように学校教育を進めていかれるのか、その考えがありましたら教えていただきたいと思います。

以上、明快な答弁のほどよろしく願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 中島議員の2つの御質問、「安心安全に向けた取組は」と「コロナ禍、以前の生活に戻す方策は」についてお答えします。

1番目の安心安全に向けた取組についてですが、第6次熊野町総合計画において、「ひとまち育む筆の都熊野、なんかいいちょうどいいそう想えるまち」を基本構想とし、その基本計画として「安心・安全で快適に暮らせるまち」や「人と自然が調和する美しいまち」などを掲げて取り組んでいるところです。

御質問いただいた取組は、基本施策の「防災・減災対策の強化」、「砂防・治山・治水の推進」、「道路交通網の整備・充実」、「農地の維持」等で現状と課題を整理し、鋭意、進めているところでございます。

各施策の取組状況の詳細は、住民生活部長及び建設農林部長から答弁をいたします。

次に、2番目の御質問、「コロナ禍、以前の生活に戻す方策」についてお答えします。

まず、1点目の「以前のようなにぎわいをどのように取り戻すか」でありますが、コロナ禍と言われて3年以上が経過し、その間、各種イベントの中止や行動制限など、感染防止のための制約により、日常生活においても我慢が強いられている状況でございます。今年に入り、国の方針が、5月8日から新型コロナウイルスの感染法上の位置づけが2類から5類に移行され、3月13日からは、マスクの着用も自己判断によるなど、感染予

防対策が緩和されることとなりました。本町におきましても、令和5年度は、必要な感染防止対策をとりつつ、筆まつりや町民体育大会など、多くのイベントが開催できるようになるものと考えております。こうした様々な行事がコロナ禍前に戻ることで、人の動きが活発になり、にぎわいが戻ってくるということを期待しております。

2点目の「コロナワクチンの接種状況と今後の課題」につきましては、高齢者の接種率は高い状況ですが、若年層の接種率は比較的低い状況となっております。ワクチン接種についてはあくまで自己判断となりますが、今後も、国の方針に沿って、引き続き希望する全ての方に接種機会を確保できるよう、集団接種の実施体制を整えるとともに、医療機関への御協力をお願いしていきたいと考えております。

3点目の「卒業式、入学式等春以降のイベントの具体的な取組」につきましては、町の感染症対策本部の会議において、国の方針を踏まえ、4月1日以降の学校教育活動の実施に当たってはマスクの着用を求めないことを基本とし、それ以前の卒業式では、教職員、児童生徒はマスクを外しても差し支えないことを決定いたしました。今後、学校活動においても、コロナ禍前の日常を取り戻し、様々な行事が実施できることを期待しております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 中島議員の1番目の御質問、「安心安全に向けた取組は」の1点目の「危険区域内の集会所の安全対策は」と2点目の「防災行政無線が聞こえないとの声を依然として聞く。現状を把握しているか」について、詳細にお答えいたします。

まず、1点目の「危険区域内の集会所の安全対策」ですが、イエローゾーンやレッドゾーン内に老人集会所などの公共的施設が整備されていることは承知しておりますが、それら施設は日常的に人が居住するものではないことなどから、その防災対策につきましては、原則、その施設に被害が及ばないように防御壁を設置するなどのハード的な防災対策を実施するのではなく、「警戒レベル3高齢者等避難」の時点での施設の利用中止とイエロー、レッドゾーン以外の安全な地域への早めの避難をお願いしたいと考えています。

次に、2点目の「防災行政無線の現状把握」についてですが、通常放送が聞こえにく

いとのお意見があることは把握しています。このような御意見に関しては、これまで、戸別受信機や防災無線放送再生ダイヤルの御利用をお願いし、また、点検等で屋外スピーカーが調整可能な場合にはできる限りの調整をしてきており、その取組によって、防災行政無線の整備当時よりは改善を求める御意見は少なくなったと感じております。そのため、当分の間は現状を維持し、よく聞こえないとのお申し出の方には、引き続き、戸別受信機や防災無線放送再生ダイヤルなどの御利用のお願いを周知したいと考えています。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 堂森建設農林部長。

〇建設農林部長（堂森） 中島議員の1番目の御質問の3点目「災害から5年を迎える。復旧工事は完了したと聞くが、完了したか。」と、4点目の「鳥獣被害対策の現状と、さらなる強化策は」及び、5点目の「矢野安浦線の渋滞対策と歩行者の安全対策は」について詳細にお答えします。

まず、3点目の「災害から5年を迎える。復旧工事は完了したと聞くが、完了したか。」についてですが、平成30年7月豪雨災害に伴う公共施設等の被災箇所につきましては、以前の状態に復旧が完了しております。さらに、県においては、同様の豪雨による新たな土砂崩壊や土砂流出により再び被害が生じることを防止するため、砂防堰堤や治山堰堤の再度災害防止事業を推進しており、令和5年度までに完了させることを目指して取り組んでいただいているところです。

次に、4点目の「鳥獣被害対策の現状とさらなる強化策は」についてですが、県内全体で鳥獣被害が依然として多く、その対策が求められています。本町では、熊野町有害鳥獣駆除班の方と連携して対応に当たっておりますが、有害鳥獣の出没について、情報提供が多く寄せられている状況でございます。今後も現在の対策を継続するとともに、駆除班員の高齢化が課題となっておりますので、担い手の確保に努めてまいります。

次に、5点目の「矢野安浦線の渋滞対策と歩行者の安全確保は」についてですが、安心・安全で快適に暮らせるまちづくりを進めるため、矢野安浦線の渋滞対策は重要な課題であると考えています。現在、県において令和3年3月に策定された「広島県道路整備計画2021」に基づき整備が進められているところです。

まず、抜本的な対策としてのバイパス整備については、出来庭地区の一部区間で既に供用開始されており、引き続き萩原地区への延伸事業が進んでおります。1月には、計画沿線にお住まいの皆様へ事業の進捗状況のお知らせが配布されるなど、本格的な整備に向けての準備が進められているところです。

また、現道の対策として阿戸別れ交差点などでは、交差点改良等の対策についても位置づけられており、これらのバイパス整備と現道対策の両輪の対策を実施いただき、早期に渋滞を緩和できるよう、町としても県と連携して全力で取り組んでいます。

また、通学をはじめとする歩行者の安全確保にとっても、矢野安浦線は歩行空間として重要な役割を担っているため、バイパス整備と併せた歩道整備を行っていただくとともに、現道の歩道についても安全に利用できるよう、引き続き適正な維持管理をお願いしてまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。

何点かお尋ねいたします。

まず、安全の確保の在り方、これは地域の事情によっていろいろ違うと思いますが、地域別にどのような対策が考えられるか、教えていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 地域別の安全対策案でございますが、まずは防災ハザードマップを御確認いただき、危ない場所を知っていただくことから始まると考えております。自宅などの付近に河川があるのか、山があるのか。また、雨の降り方によっても避難のタイミングは変わってきます。各地域の地形の違いによるハード対策も考えられますが、事前に危険を知り、各情報を察知し、早めの避難行動を取っていただく自助が最善の方法であると考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~



○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~  
○4番（中島） 次に、前回の答弁では公的な施設の在り方といいますか、これは地域の住民であったり、あるいは自治会長と協議を重ねていくということの答弁だったと思います。その後の状況が、協議状況ですね、どうなっておりますか。進んでいないようであれば、今後のスケジュールも併せてお願いいたしたいと思います。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~  
○防災安全課長（花岡） 施設の移転等の協議につきましては、進んでいないのが現状です。老人集会所等の移設につきましては、移転先の用地の確保や多額の建設費用が発生し、新たな地域負担や地縁団体の民家が必要になることから、今後のスケジュールも組んでいない状況です。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~  
○4番（中島） 今後、地元での調整が進んで、老人集会所や、あるいはコミュニティセンターですね。こういった移設とか、あるいは建設の検討が必要となった場合には、またそのときの対応をよろしくお願いしたいというように思います。

3点目の質問ですが、防災行政無線の現状でありますけど、平谷の一部、いわゆる焼山の近いほうになりますけど、いまだに放送内容が聞き取りにくいという状況があります。新しいツールとして、LINEを使った情報提供が可能になったということを知ります。その詳細はどのようなものか。また、周知はされているか。その辺を教えてくださいたいと思います。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~  
○防災安全課長（花岡） 町では、本年2月1日からこれまでの町内放送と戸別受信機などによる伝達方法のほかに、一部の緊急放送などを除きますが、スマートフォン等で利

用できる町公式LINEと、町ホームページを活用した町内放送の通知を行っております。事前に担当課が町内放送と同じ内容を同じタイミングで発信するようにセットするもので、外出先でも情報が確認できる新しいツールです。今後は、町公式LINEの御登録をいただくとともに、町ホームページにも同様の内容を掲載しておりますので、ぜひとも御利用いただければと考えております。これらの周知方法につきましては、講習会等様々な機会でお知らせしてまいりたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 次に、災害復旧の関係をお聞きいたします。災害の防止の事業として、砂防堰堤ですか、あと治山堰堤の整備ですね。これの現在の状況が、整備状況ですね。これが分かりましたら教えていただきたいと思っております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 安宅建設農林部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（安宅） 現在、県のほうで進めていただいております再度災害防止事業、これの砂防堰堤、治山堰堤の1月末の時点の整備状況ということでございますけども、まず砂防堰堤の事業箇所につきましては12か所ございますが、そのうち工事の契約済み箇所が10か所、既に完了している箇所が6か所でございます。また、治山堰堤の事業箇所につきましては7か所ということで、工事の契約済み箇所が5か所、既に完了している箇所が2か所となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 分かりました。ありがとうございました。県と連携していただいて、早期に完成が図れるように進めていただきたいというふうに思います。

次に、堰堤本体はほぼ完了しているように見えても、整備された堰堤などから流出させる排水路といいますか、こういった整備が滞っているのではないかとこのように感じ

ますが、その辺はどのようになっていますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野農林緑地課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（堀野） 県で進められている堰堤事業の範囲外の排水路については、現状を踏まえて、防災上の観点から必要に応じて対策を進めているところでございます。状況により、進捗状況に差が生じる場合もありますが、できる限り堰堤整備と連携した取組を進めてまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。必要に応じて対策を、その対応を進めてもらいたいと思います。

次に、鳥獣被害対策における過去3年間の捕獲状況ですね。これが分かりましたら、教えていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（堀野） 鳥獣被害対策の現状におけます過去3年間の捕獲状況についてですが、イノシシの捕獲頭数となりますが、令和元年度230頭、令和2年度337頭、令和3年度242頭となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 以前、山の中と申しますか、山中にメッシュ柵を設置して、その区域内の全体の田畑を守るという対策を広島県と協議していただきました。いろいろな制約があって断念している状況と聞いております。また、駆除班員の御尽力によって、一定数の捕獲も進んでいる状況であることに感謝申し上げます。一方では、部長の答弁の中で

も、出没について情報提供が多く寄せられているということですので、対策を強化していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野課長。

~~~~~○~~~~~

○農林緑地課長（堀野） 現在、有害鳥獣駆除班の班員の平均年齢は74歳と高齢化が進んでいるため、新たに狩猟免許を取得される方を対象に、手続に対する経費の2分の1を支援するように対策を行い、今年度、40代の2名の方が新たに狩猟免許を取得されるに当たり支援し、来年度から駆除班員として活躍される予定と聞いております。また、対策の強化については部長の答弁にもありましたが、現在実施している対策を継続し、特にハード的な支援につきましては、今後の国・県の動向を注視し、財源の確保に努めてまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 分かりました。ありがとうございます。

次に、歩行者の安全確保について、以前もお聞きしておりますが、矢野安浦線の平谷交差点のトンネル出口の横断歩道の廃止をされております。呉方面から平谷交差点を通過する交通量も現在は安定をしております。大幅な交通渋滞を招くような状況にはなっておりません。横断歩道を復元していただきたいと思いますが、どのようなお考えになってますか、教えていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 安宅建設農林部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（安宅） 矢野安浦線の平谷交差点のトンネルの出口側のほうの横断歩道の件だと思われませんが、こちらにつきましては広島熊野道路の無料化に伴いまして、呉市方面の県道呉平谷線から広島熊野道路に流入する左折車両に対する歩行者の安全確保を第一に、横断歩道を復元しないというふうにされたものでございます。

無料化後の交通量の動向につきましては、無料化直後に調査もされているところでは

ございますけども、今後、国道2号の東広島バイパスの供用とか、平谷交差点を取り巻く交通の流れが変化をする可能性があるイベントが見込まれるということからも、現段階では復元は難しいものというふうに考えられますけども、今後の交通状況とともに、安全性や利便性など総合的な観点から状況を確認してまいります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） 安心安全ということで、人の命を守るということで、ぜひとも横断歩道の設置、5年前に死亡事故があったということを忘れないようにして、継続的に取り組んでいただきたいと思います。ありがとうございました。

次に、コロナ関係の質問を何点かさせていただきます。

公的な施設が閉鎖されたり、各種イベントなどが中止されて3年が経過しました。特に、町民グラウンドは災害で利用できなかった期間を含めてみると5年が経過します。すぐに町のにぎわいは戻らないとは思いますが、引き続き、一定の感染症対策を行いながら、計画的かつ段階的に元の生活に戻れるように努めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 過去には、緊急事態宣言などによりまして、町民グラウンドなどの集客施設も利用を中止した時期がございましたが、最近では通常どおり運営し、利用者数も回復をしてくれておるところでございます。来年度につきましては、町民グラウンドで行われております町民体育大会、こういった多くのイベントも通常どおり開催をされる見込みですので、適切な感染対策を講じながら、にぎわいの創出に努めていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。

次に、生徒たちがマスクを外せる喜びとといいますか、そういったことと、着用を継続する戸惑い、これが交差しているのではないかというふうに心配をしております。子供たちにどのような対応をしていかれるか、その思いがありましたらよろしく願います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 現在、学校での体育の授業などにつきましては、十分な感染対策を講じた上でマスクを外してよいと指導をしております。しかし、実際には着用が習慣になっているでありますとか、恥ずかしい。それから、受験対策などの理由から、屋内・屋外ともマスクを着用している児童生徒が多いのが現状でございます。

こうした中、4月以降につきましてはマスクの着用を求めないことを基本として、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないように、また児童生徒の間でも、マスクの着用の有無による差別、偏見など、こういったものがないように、個別の事情に応じまして柔軟に対応をしていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~○~~~~~

○4番（中島） ありがとうございます。子供たちが悩まないように、柔軟な対応をしていただければありがたいと思います。

それから、先ほど申しましたように、もうじき卒業式とか入学式、春の学校のイベントが待っております。マスクをつけない式典になると思いますけど、具体的にはどのようなことを考えておられますか。よろしく願います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 卒業式につきましては、式典全体を通じてマスクを外して差し支えないということを基本として、必要な感染対策を講じた上で、各学校の実情に応じて

適切な式典を実施するよう指導してまいります。

また、入学式につきましては、今後予定をされております国からの留意事項などの通知を踏まえ、適切に対応をしていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 中島議員。

~~~~~〇~~~~~

○4番（中島） 最後になります。今回は、私、4年間の中で安心安全に関係する内容について検討状況を確認をさせていただきました。質問によりましてはすぐには結果にはつながらないということは理解しております。

先日、ある市町で昨年の12月の議会において、執行部側から検討するとの答弁が30回もあったようです。余りにも多かったことから、議会側の求めに応じて、半年後には検討結果を報告するというのを試行的に実施するとの新聞報道がありました。町民の皆様もその検討状況を知りたいというふうに思っておられると思います。機会を捉えながらその状況を報告をいただくことが必要であるというふうに思っております。

次に、コロナ感染症におきましては、2月に町内でゼロ件ですね。これが4日もあったと思います。さらに、昨日は広島県全体では97名の感染ということで、昨年の1月3日以来、1年2か月ぶりに100名を切ったというふうな報道が今日の新聞にありました。このようなことから、徐々に少なくなっていることを実感しております。

しかしながら、ウイルスはなくなるというふうに思います。必要に応じて感染予防対策を継続しながら、春以降のイベントを町民の皆様と元気で楽しみたいというふうに思います。

以上で私からの質問を終わります。ありがとうございました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で中島議員の質問を終わります。

続いて、8番、沖田議員の発言を許します。沖田議員。

~~~~~〇~~~~~

○8番（沖田） 8番、沖田でございます。

私からは2点について質問をさせていただきます。

1点目に、学校給食の充実についてですが、学校給食は、成長期にある児童生徒の心

身の健全な発達のため、栄養バランスの取れた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する指導を効果的に進めるための重要な教材として、給食の時間はもとより、各教科等において活用することができるものです。また、学校給食は、児童生徒が生涯にわたり健康な生活を送るのに不可欠な栄養バランスの取れた食事のモデルとして、家庭における日常の食生活や児童生徒の日常または将来の食事づくりの指標ともなるものです。昭和29年には学校給食法が成立し、実施体制が法的に整いましたが、熊野町においては昭和59年に現在まで続くランチボックスによるデリバリー給食が導入されています。しかしながら、衛生の観点から、冷却されて運ばれるため冷たいおかずがおいしくないなどの多くの声が子供たちから上がっています。4年前に議員から食缶による温かい給食の提供に変えてはどうかとの質問がありましたが、給食利用率が高水準にあるため、ランチボックスでのデリバリー給食を継続するとの御答弁がございました。

そこで、現状と課題、今後の取組についてお伺いいたします。また、保護者アンケートの結果についてと食育指導についてもお伺いいたします。

2点目に、住民サービスの向上についてですが、現在、役場の窓口において来庁される住民の方が住民票や戸籍謄本などの写しを取得するためには、申請書を手書きで記入しなければならないので、一度に複数の申請を行う方は同じ内容を何度も記入することが負担になっているとお声を伺っています。特に、高齢者の方には手が震えて書くことが困難な方もいらっしゃいます。熊野町においては、現在、書かない窓口を実現するための総合窓口支援システムの導入に取り組んでいるとのことですが、進捗状況及びデジタル化への取組の現状と課題についてお伺いいたします。

次に、AIを活用した児童虐待リスクの予測についてですが、広島県では全国初の取組として、2023年度、県内4市町で仕組みをつくり効果を確認とのことです。府中町は2019年度から情報システムに統合するなどを行っており、今春にはリスク予測の運用を始めとのこと。また、海田町も2023年度中に運用を開始するようです。県は将来的にリスク予測を県内全市町に広げる方針のようですが、熊野町においてのAIを活用した児童虐待リスクの予測に向けた取組をお伺いいたします。

以上、詳細な答弁を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。



〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 沖田議員の2つの御質問のうち、2番目の「住民サービスの向上について」の御質問は私からお答えし、1番目の「学校給食の充実について」の御質問は、教育委員会から答弁します。

まず1点目、「デジタル化への取組の現状と課題」でございますが、デジタル技術を活用しながら、計画的・継続的に行政サービスの変革を推進するため、令和3年3月に熊野町DX推進計画を策定し、本町のデジタルトランスフォーメーションの推進に取り組むこととしております。この計画の推進に当たっては、「行政サービスの利便性向上」などを基本方針として掲げ、その具体的な施策として「押印、書面、対面主義の見直し」や「行政手続のオンライン化」などを推進することにより、「役場に行かなくてよい」、「待たなくてよい」、「書かなくてよい」といった住民サービスの向上に向け取り組んでおります。

詳細につきましては、総務部長から答弁をします。

次に、2点目の「AIを活用した児童虐待リスクの予測について」でございますが、現在、広島県において、子供の育ちにつながるリスクをAIの技術を活用して早期に把握し、予防的支援につなげることを目的に、「子供の予防的支援構築事業」を実施されており、県内4つのモデル市町がこれに取り組んでいるところでございます。今後は、県と実施市町がこの事業の成果や課題などを分析し、支援が必要な子供や家庭に対する予防的支援の取組が構築されるものと考えております。

なお、最終的には、この結果を踏まえ、令和7年度頃を目標に全県展開される予定と伺っておりますので、引き続き県の動向に注視してまいりたいと思います。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 西村総務部長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○総務部長（西村） 沖田議員の御質問、「住民サービスの向上について」の1点目、「デジタル化への取組の現状と課題」について詳細にお答えをいたします。

本町では、令和3年3月に策定した熊野町DX推進計画に基づき、目指す姿である「誰ひとり取り残さない みんなにちょうどいい町政」の実現のため、デジタル技術を活用した「住民の満足度向上」と「働きやすい環境づくり」を両輪で進めているところ

です。

本計画における「行政サービスの利便性向上」の具体的な取組といたしましては、まず、「押印、書面、対面主義の見直し」として、令和3年度に行政手続における申請書等への押印の見直しに取り組み、令和4年4月から町が条例や規則等で押印を必要としている申請書等のうち約8割の書類への押印の廃止を実施するなど、住民サービスの向上を図ってまいりました。現在、職員の業務上の決裁における押印の見直しとして、文書管理・電子決裁システムの導入について検討しているところです。

また、税務住民課の窓口における証明書等の受付業務では、本人確認書類による本人確認後、職員がヒアリングをしながら申請書を作成し証明書を発行する「書かない窓口」の試験的な運用を開始し、業務フローの最適化を図った上で本格運用をする予定としております。

次に、「行政手続のオンライン化」として、いつでも、どこでも、スマートフォンやパソコンで必要な行政手続を行えるオンライン申請環境の充実を図っているところです。既に子育て分野の一部では開始していますが、本年4月からマイナンバーカードを用いた子育て・介護の分野におけるオンラインでの行政手続が、マイナポータルのぴったりサービス上で可能となるよう取り組んでいるところです。

また、これらマイナンバーカードを用いない子育て・介護以外の手続や手数料が必要な手続についても、「広島県・市町共同利用型電子申請システム」により、オンラインでの申請やキャッシュレス決済が可能となるよう対応をしております。

以上の行政手続のオンライン化に伴い、役場に行かなくても申請が完結するなど、利用者の立場に立ったスピーディーな行政サービスの実現に努めてまいります。

続いて、「情報発信・収集・分析の高度化」として、民間ツールの活用を軸に、リアルなニーズに基づいた広報・広聴の充実を図っているところです。熊野町公式LINEアカウントにより、分野別のプッシュ通知や問合せ応答の一部自動化、いわゆるチャットボットを令和4年8月に導入し運用しています。今後は、公式LINE等において、情報収集や申請の窓口、サイトへの適切な誘導や、アンケート・パブリックコメントなどのニーズ調査等が可能となるよう取り組んでまいりたいと考えています。

最後に、デジタル化への取組の課題としては、デジタル専門人材の育成・確保が挙げられます。職員はデジタル知識の専門性に乏しい上に、定期的な人事異動もあり、デジタルに精通した職員の育成が難しい状況です。また、国のデジタル庁創設等による体制

強化により、地域のDXの推進が急速に迫られているものの、国の方針が明確に示されない状況の中、自治体独自でデジタル知識の専門分野の推進を求められるなど、自治体職員の知識では対応ができない案件が多くあり、各種の施策の検討や推進に関する助言を得ることのできる、デジタル専門人材の確保が必要となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 隼田教育部長。

~~~~~○~~~~~

○教育部長（隼田） 沖田議員の1番目の「学校給食の充実について」お答えします。

まず、「現状と課題、今後の取組について」でございますが、町の給食サービスは、民間委託による「ランチボックスデリバリー」による選択方式により実施しており、令和5年2月現在、その利用率は、小学校で79.2%、中学校で59.7%となっております。教育委員会としましては、児童生徒の身体の成長や保護者の負担軽減、栄養面の確保や食育の観点など、学校給食の果たす役割は重要であると考えており、今後も児童生徒、保護者のニーズや給食を取り巻く近隣市町の動向を見ながら、よりよい給食サービスの提供についてさらに研究してまいります。

次に、「保護者アンケートの結果について」でございますが、当該アンケート調査は、給食に関する簡単なアンケートで、学校給食の現状や要望等について児童生徒の保護者を対象として令和4年11月に実施したものです。

アンケート結果の概要でございますが、学校給食に期待することとして、「おいしさ、栄養バランス、安全・安心」が48.3%と最も多く、続くものとして「適温での提供」10.3%でした。また、学校給食の提供方法については、「おかずが温かい食缶方式での提供」を望む声が64.9%と最も多く、続くものとして「どちらでもよい」18.2%、「現行の方式のままでいい」16.9%との回答がありました。

最後に、「食育指導について」でございますが、食育朝会や、毎月発行する給食だより、家庭科などの指導に加え、給食に季節の行事食や熊野産の黒大豆等を取り入れるなど、食を通じて栄養のバランスや食事の大切さ、マナーなど食育の推進に向けて食育指導に取り組んでいます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

○8番（沖田） 詳細な答弁、ありがとうございました。

学校給食の現状と課題についてなんですけれども、他市町から転入してこられた児童からは、ランチボックス形式の冷たいおかずが食べづらいとの声も多く聞いております。公立小学校で温かい給食の提供が実施されていないという、この現状こそが最も大きな課題であると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大瀬戸） 立花教育部次長。

○教育部次長（立花） 給食の要望等でございます。熊野町の学校給食につきましては、選択性のランチボックス形式の給食を民間調理場の調理・配送により提供をしているところでございます。現在、やっぱり民間の調理場で距離もありますことから、おかずなどにつきましては一旦急速に冷やしまして、安全確保に努めておるところでございます。

この冷たいものにつきましては子供さん、児童生徒から、また保護者のほうから冷たいというような不評の御意見をいただいているところでございます。これにつきましては、今後、温かい給食ができることも含めながら、研究を重ねていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

○8番（沖田） 全国的にも珍しい公立小学校でのデリバリー方式の給食なんですけれども、熊野町の子供たちが他市町で食べられている温かい給食を食べられないということは、納税者の立場から見ると住民サービスとしての不利益を被っていると考えますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（大瀬戸） 立花次長。

○教育部次長（立花） 現在の給食につきまして、いろんな御要望に答えられてないところ

ろもでございます。しかし、学校給食の定義と申しますか、それにつきましては、温かい、冷たいというものについては規定されておらず、学校給食法に基づいた学校給食の摂取基準でございますとか、栄養バランスとか、そういうことも含めて実施しておるところでございます。

ただし、不利と申しますか、近隣市町で温かい給食が出されており好評だということもお聞きしておりますので、そこらについては研究をしながら進めていきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

保護者アンケートの結果についてなんですけれども、温かい給食の提供を望むという声が64.9%ということで、あとどちらでもいいとか、今のままでいいとかといったような御意見もございましたが、このどちらでもよいと答えられた方にお話を伺ってみますと、「過去に何度もアンケートを取られたが、何も変わっていないのでどうでもよいと思ったから」とか、「どうせ変わらないと思ったから」といったお声がありました。熊野町で生まれ育った保護者の方からも、「自分たちのときにはしようがないと思っていたが、自分の子供が給食を食べる頃には他市町と同じ温かい給食になっているだろうと期待していたが、変わっていないことに失望した」とのお声もありました。このことについてどのようにお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） いろいろと御意見をいただいておりますけれども、決してこの御意見を放置したわけではございません。喫食率などを注視しつつ、ある程度の定着があったのではないかと認識をしておりましたけれども、今後、児童生徒のニーズに合うような献立でありますとか、また温度の関係につきましても協議をしていきたいと考えております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） このアンケートについてなんですけれども、保護者ではなく子供たちにアンケートを取っていただきかったといった声もありました。以前中学校にデリバリー給食を導入する際に中学生に意見を聞いたものがございます。この中学生の意見なんですけれども、賛成した意見としては、「給食があったほうが家庭が助かるから」、「お母さんは家庭のことを夜遅くまでしているの、できるだけしてほしい。」また、「家族の負担が減る」といったような声もありました。どちらでもいいけど、あったら親が楽になるといったような御意見もございます。こういった子供たちの意見を踏まえて今の実施率があるのではないかなと考えますので、今後もしっかり検討していただきたいと思います。

学校給食法では、児童生徒が1日に必要な栄養素の3分の1を摂取するよう定められ、また令和3年2月には学校給食実施基準の一部改正について通知がありました。学校給食法第8条第1項の規定に基づき、児童または生徒1人1回当たりの学校給食設置基準が定められています。この点について、熊野町では選択方式のため十分に実施できていないと考えますが、いかがでしょうか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 立花次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○教育部次長（立花） 熊野町につきましては選択方式の給食となっておりますけれども、全ての児童生徒を対象としているため、学校給食法に基づいた学校給食を行っているというふうに考えております。また、学校給食法の中に学校給食設置基準でございますとか、栄養関係の基準でございますとか、そこら辺につきましては栄養士等と協議しながら行っておるところでございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） それはランチボックスを頼まれている方にはということでございますね。

御家庭からのお弁当を持ってこられている方には、同じように必要な栄養素が取れているかどうかというのは定かではないと思います。

また、食育指導についてなんですけれども、平成29年3月に文科省より、栄養教諭を中核としたこれからの学校給食として、給食指導においては準備から片付けまでの一連の指導の中で、手洗い、配膳、食器の並べ方、食事マナーなどを習得するとありますが、熊野町ではランチボックスのため十分な指導ができていないと考えますが、いかがでしょう。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 議員御指摘の栄養教諭につきましては、現在、熊野町には配置をしておりません。その代わりとってではないんですけれども、教育委員会に管理栄養士1名を置きまして、各小学校・中学校につきまして指導をしているところでございます。

各学校での食育指導につきましては、先ほど言いました配膳でありますとか、またマナーといった点につきましては、違う方法、例えば食育朝会ですとか、また毎月発行しております給食だより、そういうもので補完をしているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 保護者の方からは、給食当番を経験してみたかったといったようなお声も伺っております。校長からも、友達と一緒に食事の準備から片付けまでを協力して作業することによる学びも大切な給食指導であると伺っていますが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 現在の選択制の学校給食におきましては、食育の中にあります協力するということの目標につきましては少し弱い部分もございます。そこら辺につま

しては、今後、いろんな提供方法などを研究しながら協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 子供たちは給食当番を通じて、1人分の量がどのぐらいなのか、また配膳をすることによって主食のお皿の位置はどこなのか、副菜の位置はどこなのかといったことを学んでおります。これが熊野町の子供たちだけが学べないということは、大変な不利益だと考えております。約40年間変わっていない現状の学校給食について、子供たちのために本気で考えていただきたいと思います。子供たちにとって学校生活の中で給食の時間は最も楽しい時間といっても過言ではありませんが、熊野町ではそうではない子供たちがいることが残念でなりません。

熊野町の今後のまちづくりに関するアンケート調査の「最も不便、不満に感じること」の中で、子育てに関するものとして、学校給食がないことが挙げられており、「保育園給食はとても安心できるのに、小学校になると給食ではなくなると聞いて子供がかわいそうだなと思います。せめて小学校までは学校給食であってほしい」などのお声がありました。熊野町の未来を担う子供たちのために食育指導が十分にできる食缶方式による温かい給食の提供を強く要望いたしますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） ただいま御指摘を受けました学校給食による食育指導につきましては、まさに今のデリバリーランチボックス形式ではやや弱いところがあるかというふうには思っております。温かい提供によって食が進む、栄養摂取が進むであるとか、あるいは先ほど言われましたけども、当番を決めてみんなで注ぎ合うことで、いわゆる同じ釜の飯を食うですかね、そういうあたりの連帯感であったりとか、そういうあたりで、今そのあたりの課題があることは重々承知をしているところでございます。

ただ、本年度につきましてもこのあたりにつきまして、PTAの役員との協議であったりとか、あるいは先ほどありました保護者アンケート等を実施していろいろと改善に

向けて取り組んできたところではございますけども、当然事業を進めていく上ではコスト面の課題も当然あります。そういった面で、昨今の物価の高騰であったりとか、あるいは部品の調達等が困難を来しているところもあって、やや整理ができなかったところがございます。今後につきましては、学校給食によるさらなる食育の充実に向けて、食缶方式等を含めた導入のコスト、あるいは範囲であったりとか、時期であったりとか、そのあたり、さらに様々な観点から研究を進めてまいりたいというふうに思っているところです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

最後に、町長に学校給食についての思いを聞かせていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 基本的には今教育長が答弁したとおりなんですけど、温かい給食ということで要望が強いのは承知しております。子育て世帯に選ばれるまちという観点から、時期はちょっと、今この場では申し上げられませんが、早い時期に実施できるように、執行部のほうとしても、検討という言葉は使うちゃいけないのかな。研究してまいりたいと思います。そんなにだらだら延ばしません。ある程度の結論はきちっと出したいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 力強い御答弁、大変ありがとうございました。近い将来実施されることを期待いたしまして、この質問については終わらせていただきます。

次に、住民サービスの向上についてですが、書かない窓口の取組が着実に進んでいるとの御答弁、大変ありがとうございます。住民の皆様の負担軽減につながり、喜んでい

ただけると思います。感謝申し上げます。

次に、回らない窓口の取組としてお悔やみ窓口の設置が好評ですが、転入出や転居などについての手続についてはいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西川住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部次長（西川） お悔やみ窓口とか、そういった部分については1か所で受付ができるという形にはさせていただいています。転入出ということでございますけれども、転入出につきましては、現段階ではまだ回っていただくのが現状でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 今後は回らないように推進していただきたいと思います。

先ほど行かない窓口の取組について、マイナンバーカードの読み取りを利用したスマートフォン専用アプリによる証明書の交付申請について、子育てと介護の申請が今後できるようになるとの御答弁がございましたが、詳細な説明を求めます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） マイナンバーカードを用いたオンラインでの行政手続ということなんですけれども、これまで子育て分野については既に開始をしております、この4月から介護の分野も加えて、27の手続が可能になるということでございます。

今後は、これも国のほうのシステムなんですけれども、これがまた違う分野にも広がっていくというふうに聞いておりますので、そういうふうな形で町としても取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。公式LINEも十分に活用してくださっている
とのことで、感謝申し上げます。

デジタル化への取組については、住民サービスの向上だけではなく、来庁者が長時間
役場に滞在することのないよう、コロナ対策の観点からも必要な取組でありますので、
今後も一層推進していただきますようお願いいたします。

次に、AIを活用した児童虐待リスクの予測についてですが、児童虐待についてはこ
れまで何度も議会質問をしており、母子保健や教育委員会と子育て支援課の連携につい
ては既に実施されていると思いますが、それぞれのシステムの統合についてはいかがで
しょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て支援課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 虐待リスク等のAIを使った分析ということですが、現在は
それぞれ母子保健のシステムであるとか、例えば教育委員会の情報であるとか、そうい
ったもののシステム統合というものは現在はしておりません。ただ、今回、県が進めて
いますそういった実証事業、こういった成果といったものを十分町としても研究しまし
て、県のほうは令和7年度の全県展開ということを目指しているということですので、
そういった時期に乗り遅れないよう、研究のほうは進めていきたいと思えます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

現段階における児童虐待リスクの予測はどのようにされているのか、お伺いたしま
す。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） 虐待だけではないんですが、子供の育ちに関すること、また
家庭に関すること、そういったものにつきましては、まずは母子保健の保健師が行う面

談、その中でアセスメントシートといったチェックシートがあります。そういったもので様々な情報のほうを確認しております。その情報をもとに子育て支援課の保健師、相談員のほうにも情報のほうを提供いただきまして、情報を共有しながら連携して対応のほうをしております。また、支援が必要な家庭については早期に支援に入れるよう、準備のほうをしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

母子保健の健診に来ていない方や生活困窮世帯、不登校児童などの情報が一元的に管理できれば、どの家庭に児童虐待のリスクがあるのか、誰が見ても分かるようにしていれば職員の異動などがあっても対応できるものと考えられますが、その点については現段階でできているということによろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て支援課長（佛圓） システムのほうは現在入ってなく、当然これの相談等に当たる職員は保健師の資格を持った職員を充てております、現状。一定のスキルのほうを有しておりますし、様々な研修のほうを通じて、そういった治験のほうを重ねてスキルのほうを磨いております。また、人事異動等があった際にも、そういった自分らのマニュアルであるとか、常に情報共有しながら、保健師同士の各課を超えたそういった取組というのもしておりますので、今の現状では十分できていると感じております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。子育て支援課は大変頑張ってくださいと思います。

先ほど町長も申されましたけれども、子育て世帯に選ばれるまちづくりとして、先ほ

ど申しあげました温かい給食の実施、また今申しあげました虐待リスクの予測など、今後もしっかり検討していただきますよう要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で沖田議員の質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は13時30分とします。

（休憩 11時54分）

（再開 13時30分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

続いて、6番、竹爪議員の発言を許します。竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 6番、竹爪憲吾です。

このたびの質問は、ランドセルの無料配布をどのように考えるかを問いたいと思います。昨年9月の定例会で質問いたしました「子育て支援と少子化対策の取組は」の具体策の一例として、小学校入学時の保護者負担を少しでも軽減できるよう考えてはどうでしょうか。全国では既に無償配布をしている市町もあります。まず近年、町内で宅地造成が多く行われ、住宅開発が盛んになっているようです。それについて、新築住宅等世帯数の増加数はどのように推移しているかを伺います。

次に、新築住宅を購入し住まわれる家庭は子育て世代の方が多いのではないかと考えます。そこで、それに伴い、小学校入学児童の人数の推移と、今後の予想を伺います。また、最近ではランドセルが高級化して、購入価格も高額化しているようですが、小学校入学時の保護者の費用負担を認識しているか伺います。これらのことを伺って、熊野町が活性化するよう、人口減少を食い止めるため、子育て世代が住みやすいまちとなる一環として、ランドセル無料配布をどのように考えるか伺います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 竹爪議員からの御質問、「ランドセルの無料配付」についてお答えしま

す。

1点目の「新築住宅等世帯数の増加数は」につきましては、少子高齢化・人口減少が予測される中、町では「なんかいい ちょうどいい そう想えるまち」を目指して、令和12年度の目標人口を2万1,000人として第6次熊野町総合計画を策定し、各種施策を展開しているところであり、近年、住宅建設について増加傾向が見られます。

新築住宅等世帯数の増加数の詳細及び2点目以降の小学校入学児童の推移等の御質問は、教育委員会から答弁します。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 平岡教育長。

~~~~~○~~~~~

○教育長（平岡） 竹爪議員の御質問、「ランドセルの無料配付を」についてお答えをします。

御質問の1点目、「新築住宅等世帯数の増加数」についてですが、今年度の建築確認申請は2月末で143件となっており、昨年と比べ30件程度増加し、世帯数については、1万600世帯前後で推移をしております。

次に、2点目の「小学校入学児童の推移及び今後の予想」についてでございますが、過去5年の状況を見ますとおおよそ200人前後で推移しており、令和5年1月の年齢別人口を勘案しますと、今後5年間は大きな変化はないものと予想されます。

3点目の「小学校入学時の保護者の費用負担を認識しているか」についてでございますが、制服、かばん、文具用品など、入学に際し保護者の負担が生じることは承知しております。そのため、小学校及び中学校入学時に就学援助対象世帯に対し新入学学用品費就学前支給を実施しているところでございます。

なお、ランドセルの無料配付につきましては、他市町の先進的な事例を研究しながら検討してまいります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 近年、新入学用品の購入費用が家庭の負担増になっていると聞いています。就学援助制度として、就学援助対象世帯に対し、新入学学用品費就学前支給を実施

しているということですが、単価と支給人数、支給割合はどうなっていますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花教育部次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 令和4年度の小学校新1年生につきましては、新入学学用品費単価が5万4,060円で、支給人数につきましては190人中23人、支給率は12.1%でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 全ての世帯が負担軽減されているわけではないということですが、新入学の春に出費のかさむ制服代やランドセル、体操服などの購入費用について、教育委員会ではどのように把握していますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 選択する基準服とか体操服、またサイズ等によっても変わってくると思いますけれども、大体平均で2万円弱程度。それから、ランドセルにつきましては、これもいろんな種類が出ておりますけれども、大体4万から5万円程度だと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） 就学前の新入生の学用品の中で一番値が張るのはランドセルということですが、私の周りを見ても、非常に高級化している。今のランドセルは安くても3万円、高額なものになれば7万、8万というものもあります。各家庭での経済的負担が年々増加する中、入学費用は深刻なものがあります。熊野町の教育として、ランドセルをもっと安いものにできるようにしておくというのも一つの方法ではないかと思いま

す。最近、ランドセルの代替案として、軽くて丈夫な通学用リュックサックも様々がありますが、どのように考えられますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） ランドセルにつきましては、使用しなければいけないという明示をしておるものはありません、使用は必須ではないということでございます。ただ、ランドセルのよさは、両手があくために、転んだときとかクッションになったりして安全であるということ。それから、やっぱり背負うわけですから、体への負担が軽減されるということもございます。そして何よりやっぱり6年間の使用に耐え得る丈夫さがあるということが利点だというふうに考えております。

それから、ほとんどの児童がやはり使っているという事実もございます。特に、新1年生ですと安全協会からいただいたランドセルにカバーする、黄色いランドセルカバーがあるんですけども、これについてはもう見た瞬間に新1年生であるというのがよく分かって、交通安全の一役も買っているのではないかなというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~○~~~~~

○6番（竹爪） とはいえ、しかし先ほども述べたとおり、子育て中の家庭にとっては大きな出費となっているし、児童の体への負担も大きい。新しい形のランドセル型のリュックサック、今述べられた要件を全て満たしているものもあります。例のない幅広い意味でのランドセルの無償化を教育のまちである熊野町が率先して実施することは考えられませんか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 立花次長。

~~~~~○~~~~~

○教育部次長（立花） 現段階では考えてはおりませんが、ランドセルの購入時期の早期化、早い人ですと前年度からというようなことも聞いております。それから、高額化しているということも聞いており、昨今の状況などを踏まえますと、御家庭の負担になっ



ているということは事実だというふうに捉えております。今後、先進地の事例などを参考にしながら研究をいたしまして、慎重に検討し、よりよい教育環境づくりを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 竹爪議員。

~~~~~〇~~~~~

○6番（竹爪） ありがとうございます。

最後に、ランドセルは必須ではないとのことではありますが、一般的に各家庭では準備されている状況を見ると、子育て支援の観点から、家庭の負担を減らすための取組を速やかに行うべきであると思います。人口減少が全国的に深刻な中、教育長の答弁にもありましたように、熊野町では世帯数が維持され、小学校入学児童の数も減少していないことが分かりました。そこでますます子育て世代が住みやすいまち、住みたいまちと認識いただけるように、しっかりと研究していただきながら用意してほしいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で竹爪議員の質問を終わります。

続いて、12番、荒瀧議員の発言を許します。荒瀧議員。

~~~~~〇~~~~~

○12番（荒瀧） 12番、荒瀧穂積でございます。

このたびは2つについて、予算審議でございますので、予算について私が大事だと思う点を皆さんと共通認識を持ちたいと思っております。もう一つの課題は少子化の問題。以上ですが、その前に、このたび5月にG7が始まります。インドも来られるようでございますが、各国の民主主義はそれぞれ違います。日本の民主主義はどちらかというとアメリカが影響力が強いのかと思うんですが、3年前の議決以来、日本それぞれの国の民主主義とはどんなものかといろいろな本を読んでまいりました。日本、アメリカと言いながら、アメリカは本来移民の地でございますので、南北戦争を通して自立心を養った国です。政府よりも地域の自立を大事にする国でございます。そういう意味では日本は逆になっておるのではないかなと。ええとこ取りの民主主義を日本はしてはいないかという視点の中で、我が町の財源、どういうふうになっておるかを聞きたいと思っております。

まず一つ、1番目、来年度の予算における大変立派なものが出ておりますが、効率的で、少投資で、ほんと効率的な予算ができるかは執行力も問われております。そんな中で自分でもうけたお金、自主財源がどの程度あるか、これをお伺いしたいと思います。その中で、過去失われた30年と、そんな中で熊野の財政状態、どんな変化になっておるかも併せてお聞きしたいと思います。

2つ目、少子化の課題は最近になって異次元の対応をされるという、地元出身の総理大臣の発言も出ましたが、これ本当に問題なのか。何が問題なのか、現状お話を伺っていききたいと思います。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長の答弁を許します。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 荒瀧議員の2つの御質問、「予算財源について」と「少子化について」お答えします。

まず、1番目の「予算財源について」ですが、本定例会に提出しております令和5年度当初予算案におきまして、一般会計歳入予算額約95億6,000万円のうち、自主財源は37億円程度となっております。自主財源は以前より増加している状況にありますが、将来的には、横ばいもしくは若干の減少傾向になるものと考えております。

次に、2番目の「少子化について」ですが、人口の維持に計画的に取り組むことが大きく影響するものと考えております。少子化の本町の現状及び将来の想定につきましては、令和3年3月に策定した第6次熊野町総合計画における人口ビジョンでは、令和12年の将来展望目標人口を2万1,000人、そのうちゼロ歳から14歳までの幼少年齢人口を2,525人と想定しており、この将来展望を実現するために、第2期熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づいて人口の維持に計画的に取り組むこととしております。

詳細は、総務部長から答弁をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） 荒瀧議員の2つの御質問「予算財源について」と「少子化について」

て」、詳細にお答えします。

まず、「予算財源について」ですが、令和5年度当初予算案における一般会計歳入予算額は、総額で95億5,643万2,000円。そのうち、町税等の自主財源は37億697万8,000円となっており、内訳として町税が66%、その他については寄附金8%や繰入金13%などがございます。

自主財源における過去の決算額との比較ですが、30年前の平成5年は約34億円、20年前の平成15年では約29億円、10年前の平成25年では約31億円となっており、いずれの年度との比較においても増加している状況にあります。これは、自主財源の主な構成要素であります町税において、税制改正等による各種の税率の見直しにより増税になったこと。また、近年においてはふるさと納税における寄附金の額が大きく影響しているものと考えております。

町税の近年の状況におきましては、人口は微減しているものの税収では24億円前後を維持しており、今後もこの状況が続くものと考えられます。全国的な人口減少の中で、本町においても大幅な人口増などが見込めない状況ですので、将来の想定につきましては、横ばいもしくは若干の減少傾向になると考えています。

次に、「少子化について」ですが、人口の維持に計画的に取り組むことが少子化対策に大きく影響するものと考えており、人口ビジョンの将来展望を実現するため、第2期熊野町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、取り組んでいるところです。とりわけ、若い世代の出産、子育てに関する希望を実現するといった視点からは、本町で暮らし、または新たに暮らし始める若い世代が抱く、居住、雇用などの生活環境や生活基盤、教育など、出産から子育てに関する不安を解消し、安心して出産、子育てができるような取組を進めています。

具体的には、妊娠期から出産を経て、子育て期まで、保健師などの専門職が切れ目なく支援をする、いわゆるネウボラ事業や、乳幼児医療費の助成、各種手当の支給、幼児教育・保育の提供、小・中学生の学力向上など、様々な支援や事業を行っています。令和5年度から乳幼児医療費助成制度は、こども医療費助成制度に改正し、助成年齢を拡大するなど、子育て支援の充実に取り組む予定としています。

また、町民の定住及び町外の方の移住に関する希望を実現するといった視点から、本町のさらなる住みやすさの向上を図り、また本町の魅力を高めることにより、町民からは、「住み続けたいまち」とし、移住したいという希望を持つ方からは、選ばれて「住

みたいまち」とするような取組を進めています。具体的には、子育て世代「住むならくまの」定住応援助成金制度を平成25年度から創設し、子育て世代の定住化を促進しています。

これらの取組及びミニ開発の宅地造成、大型ショッピングモールの進出等の影響もあるのではなかろうかと思われませんが、令和5年1月末の住民基本台帳人口は2万3,486人、そのうち幼少年年齢人口は2,848人となっています。令和4年3月末と比較すると、住民基本台帳人口は47人の増、幼少年年齢人口は5人の減となっており、人口及び幼少年年齢人口の減少は、少し下げ止まりの状況となっています。

将来の想定につきましては、先ほど町長も申しましたように、令和12年の将来展望目標人口は2万1,000人、そのうち幼少年年齢人口は2,525人を想定しております。また、令和42年の将来展望目標人口は1万5,036人、そのうち、幼少年年齢人口は1,978人を想定しており、現時点での取組状況や増減状況を鑑みると目標は達成できるのではなかろうかと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ありがとうございます。

たくさんのファクターがあるものですから、一遍になかなか理解できにくい点があるんですが、熊野町の出生率は幾らになっておりますでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） すみません、ちょっと最近はこちら近年の出生率等はちょっと出されてないんですけども、統計上出てないんですけども、令和3年の広島県の状況で1.42、全国が1.30という状況で、熊野町は大体その辺におるんじゃないかというふうには思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~〇~~~~~

○12番（荒瀧） すみません、前後しまして。少子化のほうからちょっと早めに対応していきたいと思います。

ちなみにG7が開かれるものですから調べてみますと、一番上がフランスで1.8ですね。イタリアが1.2です。日本が1.3で、熊野町も1.4と、平均的な数字のようでございますが、東京都が随分低いんですね。このあたりが足を引っ張ってる点がありますけども、決して日本は見劣りをしておる状態ではないと。

人口的に言いますと、アメリカはちょっとどけにゃいけません、3億余りありますので、日本は1億2,000万人。一番少ないカナダは3,800、4,000万人。ドイツでも8,300万人。ドイツの1.5倍あるんですね、日本の人口は。だから、人口減と言いながらもまだまだ余裕がある、日本のキャパはあるんですが、その中身の問題が問われてくることと思います。

あとは国力の問題。これが今政府が一番心配しておられますが、日本が490兆円ですね。そんな中で1億2,000万人。ドイツは430兆円で8,000万人。となると、国民一人当たりの馬力はドイツのほうがあると。

ちなみに韓国は出生率は0.78でございます。もうどんどんどん半数以下に落ちていくわけですね。もっと危機感を持ってらっしゃるんじゃないかと思ひながら、なかなかその声は聞こえてこないわけでございますけども。

国会答弁を聞きよりまして、最初の勢いの首相、岸田総理大臣の勢いがなくなりまして、6月までにとというようなことで曖昧になっております。だから、その方向が出ない限りはなかなか町としても異次元の発想はできないのかなと思う中で、熊野の実態を見ると、出生率よりも移住してこられた方、新しく家を建てられて住んでこられる方、随分目立ちます。周辺の町だけで考える時代じゃないですね、周辺から考えるとやっぱり魅力ある。クーポンも随分出ますしね、魅力あるまちに見えるようでございます。そういう意味では若い人が増えておるように思うんです。今の数字からしますと47人という数字だけですが、今私ども周辺でも随分新築住宅が増えております。だから、この勢いでいくとまだまだ活力が出るんじゃないかということと。

県道バイパスを造ります。これ立ち退きの方が随分出てくるわけですね。この準備をしておきませんか、造る造ると言ひまして、どこへ立ち退きゃええんかと。造るんならミニ開発というよりもやはりしっかりした団地を造り上げませんか、県団地のような

ものまではいけませんが、定住になりにくいように思うんですが、このあたり、少子化対策にはやっぱり住宅という要素は随分あると思います。町としては県道整備に併せてきちっとした住宅の宅地整備、これは考えられる余地はございませんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 安宅建設農林部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（安宅） 県道バイパス、今計画をされて、事業のほうをこれから進められると思います。議員おっしゃられるように、県道バイパスによって住宅のほうに影響するところがあるというところでございまして、一般的なところで言いますと、住宅用地が道路にかかった場合には、その中で、今の宅地の中でちょっと同じ用地の中で動いていただくとか、それとも影響が大きくて丸々そこは移転をして、別のところへ出ていただくとかいうことになっておるんですが、基本的には金銭的な補償で、各自が思うところに移転していただくというのが基本となっております。

今現状としまして、町としまして何かそこに対する県なり、町なりのほうで集団的に何かとかいうようなことは、とりあえず今のところは考えておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 県道のほんと事業決定は早々に決まりまして、ほんとすごいなと思います。やはり岸田総理がおられるというのは随分影響力があるのかなと。それは開いて見ないと分かりませんが。

あまり前向きでないようでございますけども、宅地というのは今、主には農地が宅地化されております。30年、40年前は山の開発でございました。山の裾野のほうにあるのは50年、私が小さい頃ですから50年余り前ぐらいで、県営団地も50年ほど前ですね、開けてきたと。あれ宅地造成規制法にかかっておりますからね、県団地は。流れる宅地なんです、あそこの県団地。造成が悪かったというよりも、地形的な問題もあるんだと思うんですが、そういう危ないところばかりの団地ができて、今回の災害で危険区域の方が25%ぐらい住んでいらっしゃると。イエローとレッドを合わせますとね。そういう方々もやはりお金さえあれば安全なところに行きたいんですが、この仕組

みがないと移動できないわけですね。

そういう意味で、もっと真剣にこの県道ができるということを捉えて、良好な、例えばマンション、積層型、高層のものでもいいと思うんですが、それには多分公共交通も併せて組み替えていかないといけないと思いますけども、トータルにこの機会に考えられるような前向きな姿勢はございませんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森建設農林部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 確かに道路ができる、沿線が開発される、人が増えるということに対応しようと思えば、当然ながらそういった場所であったりというものが必要になってきます。それも踏まえまして、今、立地適正化計画というのを策定中でございます。これは安全にするという面もありますし、やはり人口が減る中でいかに効率よく、利便性よく生活していただくかということになるろうと思います、交通も含めまして。そういったものは今の計画の中で、今の現状を踏まえて、今アンケート等も先般御報告させていただきましたが、出ております。その辺を踏まえて、どのあたりがどういった適地なのかというものも検討を進めながら、進めたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 前向きに考えましょう。

歩いておりまして、筆の里工房は13億、15億ぐらい投資されて、随分ダンプが行ったり来たりしよるんですね。あの林道が随分傷みよんです。近所の方が出るのに車が危ないし。林道を併せて開発も考えて、南向きの絶好の宅地なんです、あのエリアは。林道のままじゃ、なかなかちょっと機能的にも劣りますし、工房の利用価値もやっぱり上がってこないんですね。このあたりの発想はいかがでございますかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堂森部長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部長（堂森） 今北部農道沿線の話だろうと思っておりますけども、そういっ

たものも含めまして、当然ながらどのあたりにどういった施設が必要でということがいろいろ議論されてくると思いますので、一緒に議論していきたいというように思っております。計画の中で詰めていきたいと思っております。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~〇~~~~~

○12番（荒瀧） ぜひ優秀なスタッフがそろってらっしゃるようがございますので、前広に考えていただいて。

短期、中期、長期でやっぱり熊野の将来像。やっぱり集まって住む。やっぱり農耕民族ですからばあっと土地にばらまいて、自分の家の周りに田んぼがあってという生活のスタイルでございましたけども、それがどんどん集まっていく時代に入るわけですね。ほんと危ないところに住んでいらっしゃる方も、ほんとおりとうないんです。

ちょっとそういう災害の件でも、最近ではセカンドベストという考え方になっております、京大系の学者の方は。避難所に逃げるまでが危なくなるんです、高齢化で。熊野は避難所を3か所つくと、整備されました。でも、高齢化すると、時間帯によって雨が降ったりするとそこまで逃げるのが危ないんです。となると、自分の家の2階とか、議会が報告しましたように御近所にシェルターになる建物を1つ造るとか。セカンド、2番目に安全なところを用意すると、こういう発想になっておりますので、そういうまちづくりの中でやはり熊野の将来。私は3万人と申しましたが、もっと人口が増える可能性がございます、高層化すればもっと。

もう1点。2038年に南海トラフが動くというのが尾池、京大の学長の説でございまして、昨日、おとついてもNHKも特集を始めております。必ず来るんです、この地震は。そうしたときには海側の人らは全部避難されにゃいけんようになるんですよ。今の仙台付近、福島付近はもう12年になりますが、地元に戻られませんか方が相当ありますね。ということは、どこかに避難してそこに住みつくようになるわけですね。となると熊野のような高台の利便性のいいところにはそういう良好な宅地があれば、焼山なんかも案外可能性が出てくるかも分かりませんが、そういう災害に対応できるまちづくりも、熊野だけの発想じゃなくて、周辺の市町村とも連携をして発想を持つ時代に入っておろうかと思っております。それに併せて交通網の整備でございまして。



ぜひこういう対策を打ちながら、夢のあるまちにする。100兆円余って借金が増えるかと思えます、コロナでね。1,200兆円ぐらいですかね、若い人からすると随分苦しい思いをされるかも分かりませんが、私らが払うんかと。でも、このあたりをやっぱり負担に考えられない、日本には夢があるんだと、熊野には夢があるんだというまちを私どもがいかに使えるか。借金を返すのはまた国会議員がおられるわけですから、これが一生懸命になって考えていただかにはいけんわけでございますけども、熊野には夢があると。住んで、やっぱり教育も子育てもしやすいよと、熊野へ住もうじゃないかという雰囲気が出つつあると思えますし、県道整備に併せてその可能性が随分出てきます。

併せて筆の里工房を整備されるんですから、あの農道の南側斜面、しっかり整備しますと、呉地ばかりようなるんか、出来庭ばかりと城之堀の方から言われますけども、やっぱり城之堀のほうもようしたげにやいけませんね。そういう意味でもトータルの流れの中で10年後、20年後にはこっちのほうもようなるというビジョンも、この機会に立地適正化法と公共交通の整備に併せて考えていただければ幸いです。

2番目でございます。自主財源の件でございます。

ほんと熊野は3割自治というんで、昔よくやゆされたりしよりましたけども、菅総理大臣になられてふるさと納税というのが出ましてね、総務大臣のときからもう作成を練ってらっしゃったようでございますけども。熊野も今回、その財源を十分期待されて予算書には入ってきております。

今、菅総理の頃には、頑張った自治体には交付税を減らさずにボーナスをあげようじゃないかという議論もあったようでございますが、そのあたりは今政府の考えはどうなってますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） すみません。ちょっと聞き取れなかったんで、職員一同。もう一度、ちょっと明確な御質問をお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 自主財源の件でございます。大体昔は自主財源があると交付税がなく

なって、冷や飯食うという表現はあれですけども、あまり推奨されないというか、横並び行政が強うございましたけども、地方分権も含めて、こういう地域ごとに競争させようという発想の転換になったかと見ております。

逆に今は、どこでしたか、海士町ですかね、地域資源を生かしてどんどん移住を増やしたり、農産・海産物を開発されたりして。で、あっこは奈義町ですか、あれは自衛隊がおられるけえでしょうけども、随分若い方がどんどん住んでいらっしゃる。だから、案外田舎だったところが元気になるわけですね。それに対して応援していこうじゃないかと。税収が増えているけど、そんなことも頑張っているんで、国としては応援しようじゃないかという政策はございませんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（西村） すみません、議員さんがおっしゃられるような政策のところ、そういう政策があるかどうかはちょっと今認識しておりませんので、すみません、ちょっとそういったところで答えにさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ほんとぜひそのあたりの話も、せっかく地元から総理大臣が出ておられるわけございまして、頑張った町にはそれなりの御褒美もいただけると。みんな汗をかいて、今回、コロナで町職員が一団となって困難を乗り越えたというふうに、所信表明演説を町長も書いてらっしゃる。縦割り行政でなくて、横のつながりの中で一丸となって職員が頑張ったと。これからもやっていくよという姿勢はぜひ維持していただきながら、熊野の特徴をまだまだ出せます。人間の能力、大谷さん、昨日スリーランを2つ打ちましたが、もう異次元ですね、これは。やっぱりみんな日本のプロは感心しておりました。人間ってどこまで成長できるか分かりませんので、若い方の能力をどんどん引き出していただいて、ITにもたけた方がいらっしゃるようございまして、どんどん意見を取り入れていただいて、次のステップに入っていただきたいと。

自主財源、今だけで使った事業ってどのぐらいございますかね。多分公共交通の件は聞きました。あれは自主財源で計画を立てていらっしゃる。ほかにはどんな事業がご

ございますか。

〇議長（大瀬戸） 西村部長。

〇総務部長（西村） 御質問にございます自主財源で行う事業、自主財源で行っている事業、結構あるんですけども、例えばふるさと納税ですね。その仕組みにおいては例えば返礼品なんかをしております。それもいわゆる自主財源というのは一般財源という言い方が正しいんだろうと思うんですけども、いわゆる一般財源をもってしている事業というのはまあまあございます。

以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） 予算というのは混ぜてありますよね。自主財源と、県から来るのと国から来るのが一緒になりましてね、で予算組みをされるという。そういう意味で、やはり自主財源の大事さというのをもう一遍認識してみる必要があるんかのと。熊野町民から頂いた税金であり、固定資産税であり、これをやっぱり大事に使おうと。それを有効に使おうとということで、今回、公共交通の再編の計画は、この間質問しましたように熊野町の自主財源だけで運営している。立地適正化法は国からの補助が出る。全額じゃないと思いますけどね。ミックスしてそういう計画を立ててると。そういう予算組みの中で自主財源が非常に大事なものであるという認識が私は要るんじゃないかなと。

もし自主財源だけでやってみたい事業があれば教えていただきたいんですがね。というのはひもつきでないというんですね。

〇議長（大瀬戸） 岩田副町長。

〇副町長（岩田） まず、町の先ほど自主財源の規模というのは、大体お答えはしたというふうに思います。熊野町のほうでは自主財源がその程度ということですので、今90何億の事業に対して30何億ですか、というふうにいったように、かなり事業規模のほうが大きくなってます。ですから、うちは基本的には特定財源をなるべく見つけて、少

しでも特定財源を得て、それに一般財源を足して事業をやっているというのが実態でございます。自主財源だけでやっているというのは、結局補助が何もなくて、町の財源でやらざるを得ないというのがそういうふうなことになってるんですけどもね。町の姿勢としてはやはり特定財源をなるべく得るだけ得ると。そうやって事業を有効的にやっていきたいというふうに思ってます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ほんと東京都とは違いまして、東京都は全部、逆に国がくれいうぐら  
いの財源があるところですが、4,000兆円ぐらい政府が下さいというんですよ、あ  
っこは。

そのあたりが、財源が割とミックスするんですね。何ぼかのお金をもとに、10のお  
金で100の仕事をするといいましょうかね、そういう体質が今ついておるとい認識  
はあろうかと思うんですが、やはり10のお金は町民のお金であると。これをいかに増  
やすかということがやはり私どもの使命であろうと。大事に使うということですね。

今回、最後、これを聞きますが、ふるさと納税。これが倍々ゲームが増えてきとりま  
す。すごくどんな仕組みだからこれだけ伸びるのか、ちょっと教えていただけませんで  
しょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀政策企画課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） ふるさと納税が増えているという状況ですけれども、ちなみに  
昨年度、令和3年度が約8,000万でございました。4年度、3月補正予算後ベース  
では1億7,437万9,000円というふうに計上しておりますが、2月末の時点で1  
億6,000万来ておりまして、あと1か月で恐らく500万来ればいいかなというこ  
とで、1億6,500ぐらいを検討しております。

昨年度から約倍になってるんですけども、これの要因としては、今年、ふるさと納税  
のサイトを1つ追加しました。楽天ふるさと納税というのをしまして、その影響で倍に  
なっております。

サイトに載せるんですけども、職員のほうがふるさと納税の返礼品を写真に撮るわ

けですけども、見栄えがいいように撮りまして、それを掲載していくと。あとサイトのほうに、なるべく納税者の方が目を引くようにということで、タイトルに熊野筆と、熊野化粧筆とかいう形で、ヒットしやすいような形でということを取り組んで、今回、倍ぐらいになっているのではなかろうかというふうに。職員が頑張ってますので、その頑張ったことが増税のほうにつながっているのではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ですから、去年と、今年度と、来年度はまた倍になるわけですね。非常に頼もしい。ほんとの金額、実は何と何を足したぐらいになりますかね。町民法人税、法人町民税と軽自動車税とたばこ税を足したぐらいの規模に今度はなるんですね。これは仕組み的に節税でしたっけね、これは。これは年度末までで済むものですか。まだ引き続いて、1月、2月も減税は影響が出るという認識でよろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） ふるさと納税の減税の措置なんですけれども、1月から12月までに納税したものが次の確定申告のときに申告すれば税額控除ということで、2,000円を引かれたものが引かれて課税されるということになってます。なので、今年の1月、2月にしたものは来年度の確定申告で申告するということになっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 分かりました。普通のもは年末調整というのが頭にあるものですから、企業であれば、年度末に利益が出るようであれば、逆に出そうかというチャンスもあるということではよろしいんでしょうかね、これは。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 企業は企業版のふるさと納税というのがございまして、これは会社の決算期に応じて減税の措置があります。ですので、個人と企業では決算のそういうところが違いますので、その辺は異なるという形になっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） すごくブレーキとアクセルがついた制度だと思いますね、これ。菅さん、やっぱりこれだけ苦労人は知恵が回るんだなと。やっぱりある程度自分のメリットもある。地域のふるさとにもお金が回ると。企業にとってもそれだけ節税となれば、熊野町にも1,000万ぐらい寄附された企業がございましたよね。あの方の目的はないということと言われとったと思うんですが、実際、どんなイメージで寄附していただいたんでしょうかね、あれは。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） 企業版のふるさと納税も寄附額の90%は節税ということで、法人税であるとかが減税されますので、そういった目的があって、今の熊野町のまち・ひと・しごと創生総合戦略の事業のほうに使わせていただくというふうになっておりますので、恐らくもうかっているんで、節税対策というのもあるのではなかろうかというふうに考えてます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） まあ聞いてみりゃええんじゃないと思うんですね、どうして寄附してくれてるのと。やっぱりもうかるとるけえしたいんじゃないと言われる方がどんどん増えれば、熊野もメリットがどんどん増えていくわけがございまして、ケース・バイ・ケース

があるように思います。それをどこまでキャッチできるかですね。

今回、倍にされるチャンネルで大きな要素があるんじゃないですか。サイトが増える。それブルジョワ層というか、金持ち層のチャンネルが増えるというふうな感じを受けるんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 須賀課長。

~~~~~○~~~~~

○政策企画課長（須賀） すみません、令和5年度のことになるんだと思うんですけども、令和5年度からは、サイトのほうをさとふると三越伊勢丹のサイトを入れるようにしております。このさとふるは普通のネットを見られるそうなんですけれども、三越伊勢丹というところについては、三越のお客さん、そういった会員の層を狙って、高級志向のお客さんが多いということで、そういった高級志向の方をターゲットとして取り入れたいというふうに考えております。皆さん、同じような。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 三村町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 荒瀧議員の御質問ですが、ふるさと納税が倍、倍と来ておると。2年前が8,000万、まあ8,000万もかなり伸びたんですが、去年が1億6,000万、今年の予算組みが約3億円ということで、倍、倍なんですけど、ちょっと3億円は目標のような数字でございまして、増えた理由というのが何かというと、やっぱりサイトですね、申し込みサイト。これが増えたということです。楽天とか、ふるさとチョイスとか、今言った三越のサイトはちょっと特殊なんですけど、これは高額所得者を対象にした会員サイトです。ここからも上がってくるんじゃないかというふうに考えてます。

ただ、注意しなければならないのは、ふるさと納税につきましては、やはり1億円の売り上げがあっても、寄附があっても、原価を考えなくちゃいけない。これが一般の固定資産税、住民税とは違うところで、1億の寄附に対して経費が約4割から5割かかります。熊野町はまだいいほうでして、これがいろいろ問題になった返礼品の額そのものが5割を超えとか、そういう自治体もございまして。熊野町は厳格にその3割のラインは守ってます。3割のラインのほかに、今言ったチョイスへの支払いとか、大きく言えば人件費も本当は計算しなくちゃいけない。そういうことがございまして、一応頑張

ってまいります、増えた理由はそういうことです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 経費はどんどん使われたほうが良いと思います。景気の付与策になりますし、人材育成にもなるわけですね、このサイトの人材はやっぱり食べていかにやいけんわけですから、だから固定資産税みたいに丸もうけではないんです、当然。ケイ投資して、収入が入ってくると。普通の商取引になりよるのではないかと思いますけども。

三越伊勢丹となれば、多分三井物産系のカードがありますけど、やっぱり国内でも所得層、私のような貧乏人じゃなくて、高額所得者はおるんですよ。百貨店はそのノウハウを持ってらっしゃるんですね、外商というのがあって。だから、そのノウハウをどんどん蓄積いただければ、まだまだ増えると。

もっと喜んでいただく商品。牛肉がどうも撤退という、耳に入ってきたりしておりますが、やっぱり喜ばれる商品はどんなものがあるのかというのももっとも工夫していく余地があるのかなと。化粧品の筆は人気があると町長は言っておられますけども、これも一遍買ったらもう10年、20年使いますよね。食べてなくなるものがないかと。このあたり知恵を出せば。

東広島、地鶏を開発されました、広大が。実は西条におった鶏じゃないんです。その遺伝子を持つとる研究所があるんですね。西条に向いてるものはないかというので調べられて、広大が遺伝子調査をされて、「東広島こい地鶏」という名前で世に出そうとしていらっしゃいます。どこまでこれが化けるかなんですが、やはりこれは消費者の選択次第です。熊野にも焼き鳥屋があればそういう鶏も食べられるチャンスが出るのかなと。昔、私らは若い頃、よく焼き鳥屋で1杯飲みながら熊野の将来を語ったものでございまして、そういう場所もぜひ使いながら、消費も伸ばしていただきたいと。そこで消費する商品券は、3,000円、5,000円出しましょうという循環の方法は多々考えられるかと思います。

クーポン券も一緒なんですけど、そういう商品券で回る時代ですから、町内である程度物が回せる。クーポンの印刷もできると。こういう発想も持って、お金が外にどんどん出るのではなくて、町内で循環できる方法。町内だけじゃない、周辺も必要でしょうね、



今はね。エルピーダ、倍になりますね、マイクロンが。ディスコも倍ですよ。高所得者の方が増えます。そしたら熊野に一戸建てのええのを建てたいと。物も買おうと。こんなまちづくりが可能になりつつございます。ぜひそのあたりも自主財源につながってくるものになりますので、ぜひ頑張ってください。

以上です。ありがとうございました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で荒瀧議員の質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開は2時45分とします。

（休憩 14時30分）

（再開 14時45分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。これより日程第6、諮問第1号から、日程第8、諮問第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、日程第6、諮問第1号から、日程第8、諮問第3号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第6、諮問第1号から、日程第8、諮問第3号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 諮問第1号から諮問第3号の「人権擁護委員の候補者の推薦」について御説明申し上げます。

現在、熊野町で活動中である6名の人権擁護委員のうち、3名の任期が令和5年6月30日で満了することに伴い、再任及び新たな委員の推薦について、人権擁護委員法に

基づき議会の御意見を伺うものでございます。

今回、再任の推薦をいたしますのは、現委員であります梶山孝之氏、荒谷直美氏でございます。梶山委員においては平成26年から3期目、荒谷委員は令和2年から1期目の活動中でございますが、住民からの信頼と実績もあり、熊野町の人権擁護問題へ積極的に取り組んでいただいております。

次に、新しく候補とします竹森由美子氏は、国際ソロプチミスト熊野や熊野町商工会女性部に所属され、女性の社会進出の推進に取り組んでおられます。また、女性、子供、高齢者に関する人権課題にも関心を高く持っておられます。

以上、3名の方ともに職業経験や人格、知識ともに熊野町の人権擁護委員としてふさわしいと考え、ここに推薦するものでございます。

御審議の上、御意見を賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより諮問第1号について採決します。

本案については、梶山孝之さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号については、梶山孝之さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第2号について採決します。

本案については、荒谷直美さんを適任とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、諮問第2号については、荒谷直美さんを適任とすることに決定しました。

続いて、諮問第3号について採決します。

本案については、竹森由美子さんを適任とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、諮問第3号については、竹森由美子さんを適任とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) お諮りします。

これより日程第9、議案第1号、熊野町個人情報保護法施行条例案について、日程第10、議案第2号、熊野町個人情報保護審査会条例案についてを一括議題としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、日程第9、議案第1号、日程第10、議案第2号を一括議題とすることに決定しました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第9、議案第1号、日程第10、議案第2号を一括議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第1号、熊野町個人情報保護法施行条例案、議案第2号、熊野町個人情報保護審査会条例案につきまして、提案理由を一括して御説明申し上げます。

これら2つの条例案につきましては、令和3年5月に個人情報の保護に関する法律の改正を含む、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、令和5年4月1日から地方公共団体においても新法が適用されることから、新法による適切な運用のため、町条例の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明します。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 西岡総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長(西岡) それでは、熊野町個人情報保護法施行条例案及び熊野町個人情報

保護審査会条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元にお配りしております資料4を御覧ください。

初めに、1の「条例整備の趣旨」でございます。令和3年5月に個人情報の保護に関する法律の改正を含む、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が公布され、令和5年4月1日から地方公共団体においても新法が適用されます。これにより、これまで熊野町個人情報保護条例で定めていた事項の多くは法で規定されることから、法による適切な運用のため、このたび町条例の整備を行うものでございます

2の「条例整備の内容」でございますが、まず(1)「熊野町個人情報保護法施行条例」について御説明いたします。

現行の熊野町個人情報保護条例に定めてある規定の大半が法に移行することとなるため、現行条例を廃止し、新たに法の施行に必要な事項を規定するものでございます。

次に、熊野町個人情報保護法施行条例に規定する主な事項につきまして御説明いたします。

①の「個人情報取扱事務登録簿について」でございます。法においては、個人情報ファイルの本人の数が1,000人以上の場合は、個人情報ファイル簿を作成・公表することが義務づけられていますが、現行の町の条例においては、人数に関わらず、個人情報を取り扱う事務を把握する「個人情報取扱事務登録簿」を作成しております。この登録簿について、新たな条例においても引き続き作成することを規定いたします。

②「開示請求に係る手数料」につきましては、個人情報の開示請求については、その事務に係る手数料は現行と同様に無料とし、写しの交付や写しの送付に要する費用についても、現行と同様に実費負担といたします。

③「審査会への諮問」についてでございます。現在の条例において、個人情報に関する審査請求等があった場合には、個人情報保護審査会において審議等を行うこととなっております。この審査会に対して、本施行条例の改廃や個人情報の取扱いの基準等を定める際の意見などを求めることができるよう定めるものでございます。

④「経過措置」につきましては、現行条例の廃止に伴い、廃止前の条例の規定による旧個人情報の取扱いに関する、旧実施機関の職員等の義務や違反行為の罰則について、従前の例によることを規定しております。

続いて、(2)「筆の里工房の設置及び管理に関する条例の一部改正」につきましては、法改正に関連した引用条文の改正を行うものでございます。

次に、（３）「熊野町個人情報保護審査会条例」について御説明いたします。

この審査会につきましては、廃止となる個人情報保護条例において、設置とその役割等を規定しておりました。今後も引き続き審査会を設置し、審査請求や諮問等への対応を行うため、審査会単独の条例として新たに制定するものでございます。

３、改正等対象条例でございますが、今回の法改正対応で４つの条例を制定・改廃することとなります。また、これに関連する規則・要綱等も併せて順次対応を行ってまいります。

最後に、施行日につきましては４に記載のとおり、令和５年４月１日からでございます。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第１号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第１号については原案のとおり可決されました。

続いて、議案第２号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第２号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第１１、議案第３号、熊野町犯罪被害者等支援条例案に

ついてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第3号、熊野町犯罪被害者等支援条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案は、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資するために、町、町民及び事業者の責務を明確にし、犯罪被害者等の支援に係る基本的事項を定めるものでございます。条例に定める町の責務に基づき、犯罪被害者等に対する相談対応、情報提供及び支援の実施などの施策を総合的に推進していくとともに、犯罪被害者等の状況、支援の必要性及び被害者差別の禁止などについて、町民全体が理解を深めるよう啓発活動を推進してまいります。

詳細につきましては、生活環境課長から説明をします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 議案第3号、熊野町犯罪被害者等支援条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

お手元の資料11ページ、資料5を御覧ください。

まず、1「条例の目的」でございますが、犯罪により被害を受けられた方や遺族の多くは、その権利が尊重されたとは言い難く、これまで十分な支援を受けられず、社会的に孤立し、また、副次的な被害にも苦しめられています。本条例は、平成17年に施行された犯罪被害者等基本法に基づき、本町における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにすることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復に資することを目的としています。

次に、2「基本理念」でございます。基本理念として、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまで、犯罪被害者等の名誉や生活の平穏に配慮し、関係機関と相互に連絡協力して支援を実施することを規定しています。

次に、3「条例案の概要」でございます。本条例の内容としましては、第1条から第

3条までは、条例の目的、用語の定義、条例の基本理念を定めています。

次に、第4条及び第5条では、町、町民及び事業者の責務を定めています。町の責務として被害者等の支援施策を総合的に推進すること、また、町民・事業者の責務として犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏維持への配慮と孤立の防止に努めることを規定しています。

次に、第6条及び第7条では、犯罪被害者等に対して町が実施する施策の内容を規定しています。身近な行政機関による継続的支援ということで、町に総合的な相談窓口を設置するとともに、経済的自立のための支援として町営住宅の提供等を行います。

次に、第8条において民間支援団体への支援を、第9条において啓発活動の推進を規定しています。

次に、第10条から第16条までに犯罪被害者見舞金について規定しています。犯罪被害直後の一時的な生活支援として、遺族には30万円、負傷者には10万円の見舞金を支給します。なお、これらの金額については県内同一です。

第17条では、この条例の施行に関し必要な事項については規則で定めることを規定しており、主に犯罪被害者見舞金の支給に関する事項について、規則で規定しています。

最後に、4「施行期日」ですが、この条例は令和5年4月1日から施行し、同日以後に発生した犯罪被害を対象とすることとしています。

説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） この犯罪被害者支援ということなんですが、これ本町における犯罪被害ということなんですが、例えば本町以外で被害に遭われた方が、熊野町に御家族の方や親戚の方がいらっしゃって、熊野町のほうに来られている場合というのは、この対象にはならないということによろしいんですかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 本町の住民が対象ということになっておりますので、町外の方が熊野町で事件に遭われても、その方は対象外となります。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第3号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第12、議案第4号、熊野町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第4号、熊野町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町水道事業の廃止に伴う関係条例の整理に関する条例案につきましては、令和5年4月1日から熊野町水道事業が広島県水道広域連合企業団に移行することに伴い、熊野町水道事業に関する条例の廃止と所要の改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第4号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第13、議案第5号、筆の里工房の博物館への位置付けに関する関係条例の整理に関する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第5号、筆の里工房の博物館への位置付けに関する関係条例の整理に関する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

筆の里工房は、博物館に類する事業を行う「博物館相当施設」に区分されております。当該施設は、博物館法に基づく博物館としての組織体制や運営実績等の要件を満たすため、博物館への登録に向け、関係条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長から説明をいたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 近藤産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 議案第5号、筆の里工房の博物館への位置付けに関する関係条例の整理に関する条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

社会教育機関である博物館は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、教育委員会の所管とされております。筆の里工房は、観光など他の行政分野との一体的な取組の推進のために町長が管理執行する機関であるため博物館への登録はできず、県教育委員会が指定する「博物館相当施設」の位置づけとなっております。

これに関し、令和元年に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」により、教育委員会が所管する博物館等の教育機関について、必要と判断する場合には、条例により教育委員会から地方公共団体の長への移管が可能となっております。

また、博物館に求められる役割の多様化や高度化といった環境変化を踏まえて博物館法も見直され、地方公共団体等に限定した設置者要件を改め、設置主体を問わず博物館への登録を可能とする一部改正法が本年4月1日に施行されます。

これらの法整備を踏まえ、筆の里工房も博物館相互の連携強化や社会的信頼が一層高まるよう、この機を捉えて博物館への登録を行いたいと考えており、本条例案はその手続の前提として必要となるものです。

資料7の新旧対照表を御覧ください。

まず、筆の里工房の設置及び管理に関する条例の一部改正を行い、同条例第1条の設置規定に「博物館法第2条に規定する博物館」である旨を明示いたします。これにより筆の里工房は、社会教育法の規定に基づき教育委員会の所管に属する社会教育機関の位置づけとなりますが、教育委員会への意見聴取を踏まえ、引き続き現行の管理運営形態を維持することとするため、併せて、次のページでございます「熊野町教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の一部を改正し、教育に関する事務のうち、町長が管理し、及び執行するものとして、現行の「文化財の保護に関すること」に加え、「筆の里工房の設置、管理及び廃止に関すること」を規定するものです。

また、筆の里工房における事業実績や今後の展望を踏まえ、筆の里工房の設置及び管理に関する条例第3条の業務規定の文言を改めるものでございます。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

ただいま提案されました筆の里工房の博物館への位置付けに関する関係条例の整理に関する条例案については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項において、「議会は前項の条例の制定または改廃の議決をする前に当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。」と規定されております。したがって、本案について教育委員会に意見照会をし、教育委員会からの回答をもって審議したいと思っておりますので、御了知ください。

〇議長（大瀬戸） これより日程第14、議案第6号、熊野町郷土館の設置及び管理等に  
関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（三村） 議案第6号、熊野町郷土館の設置及び管理等に  
関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町郷土館設置及び管理等に  
関する条例第1条において根拠法令としておりました  
博物館法第18条が、令和5年4月1日をもって法改正により削除されることに伴い、  
その根拠規定の文言を削除するものでございます。

詳細につきましては、教育部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 立花教育部次長。

〇教育部次長（立花） 議案第6号、熊野町郷土館の設置及び管理等に  
関する条例の一部を改正する条例案につきまして、御説明申し上げます。

これまでの博物館法においては、博物館は、地方公共団体のほか政令で定める法人等  
が設置したものに限定されており、そのうち公立のものについては、法第18条におい  
てその館の設置・管理についてを条例で定めることが規定されておりました。郷土館の  
設置及び管理条例につきましても、法第18条の規定を引用しておりましたが、このた  
び博物館法の改正により、館の設置者や登録要件などの改正が行われることに併せ、既  
存の法第18条の規定は削除されることとなりました。

これに伴いまして、熊野町郷土館の設置及び管理等に  
関する条例第1条に規定しておりました本条例の根拠規定であります、博物館法（昭和26年法律第285号）第18  
条を削除し、博物館法改正の現状に即したものに改めようとするものでございます。

また、附則といたしまして、「この条例は令和5年4月1日から施行する。」を加え  
ようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 博物館法が変わるようでございますが、目的は何でしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 近藤産業観光課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） このたびの改正につきましては、もともとこれまでは地方公共団体であったりとか、宗教法人であったりとか、そういった事業所でないと登録博物館になれなかったんですけれども、幅広く、株式会社であったりとか、多くのそういった事業所が登録博物館として登録できるようになる改正というのが主な理由でございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） お話からすると、結局観光資源をどんどん増やしていこうという意味合いが入っていると、よろしいですか、それで。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 近藤課長。

~~~~~○~~~~~

○産業観光課長（近藤） 単に保存するだけではなくて、活用していこうということで、数年前から観光であったりとか、まちづくりであったりとか、そういったものに活用していこうというのも一つの目的となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） そんな中で、管理運営上のコストの問題。これはプラスになりますか、マイナスですか、イーブンですか。

〇議長（大瀬戸） 隼田教育部長。

〇教育部長（隼田） 郷土館の管理におきましては、維持管理費のほうが上回るということになるかと思えます。

以上です。

〇議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

〇12番（荒瀧） 私は若い頃、博物館の設計をするのに法律を読んだことがうすら覚えがあるんですが、非常に美術品とか芸術品を保存するというので非常にシビアな法律であったように覚えております。要は火災とかね、要は法隆寺とか、あつこらで文化財が随分焼失したりしました。だから、そういう意味では厳しい法律になったと思うんですが、そのハードルは変えずに民間に開放したという理屈でよろしいでしょうかね。

〇議長（大瀬戸） 隼田部長。

〇教育部長（隼田） その解釈でよろしいかと思えます。

以上です。

〇議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第6号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第15、議案第7号、熊野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第7号、熊野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、生活保護における医療扶助において、マイナンバーカードによるオンライン資格確認が導入されることに伴い、生活保護法の適用対象とならないものの生活保護の取扱いに準じて保護を実施している外国人の個人番号の利用について、生活保護を受給する外国人が医療機関を受診する際、日本国籍を有する者と同様に、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、同条例で定めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） マイナンバーカードの利用により外国人も利用可能ということを知っているんですけども、町内の外国人で生活保護を受けていらっしゃる方は何世帯ぐらいあるのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西村健康福祉部次長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部次長（西村） 現在、保護を受けていらっしゃる外国籍の方は3名、3世帯でございます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） このマイナンバーカードを使つての医療扶助が利用可能になるということとは、これまでは可能ではなかったということですかね。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 西村次長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○健康福祉部次長（西村） 生活保護の医療扶助におきまして、マイナンバーカードを用いたオンラインの資格確認が令和5年度から本格導入されます。ですから、これまでは今までどおりの医療券という事務でやっておりました。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第7号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よつて、議案第7号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第16、議案第8号、熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第8号、熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例の一部

を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、熊野町防災拠点施設整備構想に基づき、熊野中央防災交流センターへ新たに設けました部屋の名称及び使用料を定めるほか、既存の部屋の名称を統一するため必要な改正を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第8号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第17、議案第9号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第9号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布され、出産育児一時金の額が改正されたことに伴う改正でございます。

詳細につきましては、住民生活部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~


○議長（大瀬戸） 西川住民生活部次長。

~~~~~○~~~~~  
○住民生活部次長（西川） 議案第9号、熊野町国民健康保険条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明申し上げます。

それでは、お手元の資料11を御覧ください。

まず、1の「改正の趣旨及び背景」です。出産育児一時金については、国の社会保障審議会医療部会において、子育て世帯への支援の強化策として議論され、令和4年度の全施設の出産費の平均額等を勘案し、令和5年4月から全国一律で50万円に引き上げるべきとされたことに基づき、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和5年2月1日に公布されました。この改正に伴い、出産育児一時金の支給について熊野町国民健康保険条例の一部を改正するものです。

次に、2の「改正の内容」です。改正の内容といたしましては、現行の支給総額の内訳額の改正で、出産育児一時金の支給額を現行の40万8,000円から8万円引き上げ48万8,000円にするものです。支給総額は、42万円から8万円引き上げ50万円となります。

その内訳を図で説明いたしますと、右にある産科医療補償制度の掛金額1万2,000円は現状維持のまま、中央の支給額を現行から8万円引き上げ48万8,000円とすることで、支給総額を50万円に改正するものです。

施行期日につきましては、令和5年4月1日となります。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第9号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第9号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第18、議案第10号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第10号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、道路法施行令の一部改正に伴い、国が徴収する道路占用料の単価と率が改正されたことから、これとの整合を図るため所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、建設農林部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 安宅建設農林部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長(安宅) 議案第10号、熊野町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例案の詳細について御説明をいたします。

資料の29ページ、資料12「新旧対照表」を御覧ください。

本条例が参酌しております道路法施行令が、道路占用料の算定の基礎となる地価水準及び地価に対する賃料の水準の変動等を反映するため改正・公布されました。これにより、本町に該当する占用料の単価と率が見直されたことから、町条例の別表を改正いたします。

主な内容は、電柱についてでございますが、第1種電柱1本につきこれまで年額510円でしたが、改正後は570円に、第2種は790円を870円に、第3種は1,100円を1,200円に改正いたします。以下、表のとおりでございます。

また、今回の占用料の改正に併せまして、道路法施行令第7条第2号及び第3号に関する工作物と施設の占用料を新たに追加いたします。内容といたしましては、道路法施

行令の改正により、占用物件として太陽光発電設備等が許可対象物件となったことに伴い、占用料としての項目を追加するものとなります。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第10号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第19、議案第11号、町道の路線認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第11号、町道の路線認定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線認定につきましては、桃ヶ台深原線ほか5路線を道路法の規定に基づき町道として路線認定を行うものでございます。

詳細につきましては、建設農林部次長から説明いたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 安宅建設農林部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長（安宅） 議案第11号、町道の路線認定の詳細につきまして、お手元の資料35ページからの資料13により御説明申し上げます。

場所につきましては、35ページに町道認定路線表及び位置図を、また、各路線の詳細につきましては、36ページから47ページまでに位置図及び地番図を添付しておりますので、御参照ください。

今回認定する道路につきましては、避難路整備事業として新設した道路及び都市計画法に基づく開発行為により施工された道路等を路線認定するものであり、既に用地取得しているものでございます。

それでは、35ページに戻りまして、資料上段の町道認定路線表を御覧ください。

まず、1路線目、路線番号729、桃ヶ台深原線です。延長は70.4メートル、幅員6.3メートルから23.1メートルです。起点は、新宮二丁目13551番7地先、終点は、13556番5地先です。

次に、2路線目、路線番号730、大年原5号線です。延長は110メートル、幅員4メートルから8.5メートルです。起点は、出来庭七丁目2342番2地先、終点は、2373番2地先です。

次に、3路線目、路線番号731、金森5号線です。延長は163.6メートル、幅員6メートルから13.1メートルです。起点は、呉地三丁目148番6地先から、終点は、148番23地先です。

次に、4路線目、路線番号732、大晩2号線です。延長は112.7メートル、幅員6.0から14.0メートルです。起点は、川角五丁目110番24地先から、終点は、110番15地先です。

次に、5路線目、路線番号733、大晩3号線です。延長は118.2メートル、幅員6.0メートルから13.0メートルです。起点は、川角五丁目110番18地先から、終点は、742番3地先です。

最後に、6路線目、路線番号734、団地88号線です。延長は119.4メートル、幅員5.0メートルから10.5メートルです。起点は、石神32番24地先から、終点は、32番3地先です。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) これをもって討論を終結します。

これより議案第11号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

よって、議案第11号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) これより日程第20、議案第12号、町道の路線変更についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長(三村) 議案第12号、町道の路線変更につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

町道の路線変更につきましては、既存の町道について、終点の変更を道路法の規定に基づき行うものでございます。

詳細につきましては、建設農林部次長から説明します。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長(大瀬戸) 安宅建設農林部次長。

~~~~~○~~~~~

○建設農林部次長(安宅) 議案第12号、町道の路線変更の詳細につきまして、お手元の資料49ページからの資料14により御説明申し上げます。

場所につきましては、49ページに路線表及び位置図を、50ページから51ページまでに位置図及び地番図を添付しておりますので、御参照ください。

今回変更する路線は、町道改良事業により避難路として終点側を延伸し、町道道上4

号線に接続したものでございます。

それでは、49ページに戻りまして路線表を御確認ください。

路線番号584、小迫地2号線です。これまでの終点、萩原四丁目2632番17地先を5236番地先に変更いたします。これにより延長はこれまでの137メートルから185メートルに変わります。

説明は以上でございます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第12号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号については原案のとおり可決されました。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第21、議案第13号、熊野町民会館講堂特定天井改修工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長（三村） 議案第13号、熊野町民会館講堂特定天井改修工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

熊野町民会館の天井は、平成25年国土交通省告示第771号の特定天井に該当しており、既存不適格であることから、利用者の安全確保はもとより、災害発生時の避難所としての利用も想定していることから改修工事を執行するものでございます。この工事の契約締結について、その予定価格が5,000万円以上のため、議会の議決を求める

ものでございます。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第13号について採決します。

本案については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第22、議案第14号、令和4年度熊野町一般会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第14号、令和4年度熊野町一般会計補正予算（第5号）案につきましては、既定の歳入歳出予算総額からそれぞれ1億2,460万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を103億9,179万2,000円とするものでございます。また、第2条で繰越明許費の補正、第3条で地方債の補正についてお願いするものでございます。

一般会計補正予算案の詳細につきましては、副町長から説明いたします。

御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 岩田副町長。

~~~~~○~~~~~

○副町長（岩田） それでは、令和4年度熊野町一般会計補正予算（第5号）案の内容につきまして、御説明を申し上げます。

まず、歳入から御説明いたします。

14ページをお開きください。

歳入につきましては、款ごとに主な増減を御説明いたします。

1款・町税につきましては、全体で9,883万3,000円の増額でございます。この主な要因は、1項・町民税において、個人町民税が、不動産の譲渡所得等の増に伴い3,475万4,000円の増額、法人町民税では、法人税割の増による804万1,000円の増額で、個人・法人合わせて4,279万5,000円の増額でございます。

2項・固定資産税では、商業施設での償却資産の増などにより4,122万円の増額でございます。

4項・町たばこ税では、売上本数が増加したことにより1,378万7,000円の増額でございます。

3款・利子割交付金から、18ページ、8款・環境性能割交付金までにつきましては、県からの配分見込額に応じて補正を行っております。

続いて、10款・地方交付税につきましては、令和4年度地方交付税の再算定に伴い、臨時経済対策費として8,080万6,000円などが追加決定されたことにより、8,492万1,000円の増額でございます。

12款・分担金及び負担金につきましては190万6,000円の増額でございます。この主な要因は、1項・負担金において、1、2歳児の保育所入所者が増加したことなどによる392万9,000円の増額などでございます。

続きまして、下段から次の20ページにかけての、13款・使用料及び手数料につきましては406万4,000円の減額でございます。主な要因は、1項・使用料において、町営住宅やコーポラス熊野の住宅使用料等の実績に基づく減額でございます。

14款・国庫支出金につきましては2,517万2,000円の減額でございます。主な増減内容でございますが、1項・国庫負担金につきましては、生活保護費支給事業、児童手当支給事業などの歳出予算減額などに伴い、項全体で2,405万4,000円の減額。

24ページ中段の2項・国庫補助金の衛生費補助金では、県からの間接補助金として計上しておりました出産・子育て応援交付金が、国からの直接補助に変更になったこと

により、県補助金から1,133万2,000円を組み替えたことによる増額、土木費補助金では、国の補正予算により措置された道路橋梁費補助金187万6,000円の増額、教育費補助金では、熊野中学校西校舎トイレの改修事業が国の補正予算で措置されたことにより、1,170万9,000円の増額などがございます。

次のページ、中段の3項・国庫委託金は、62万9,000円の減額でございます。

続きまして、15款・県支出金につきましては1,596万1,000円の減額でございます。増減の主な要因といたしましては、先ほど御説明いたしました出産・子育て応援交付金を国庫補助金へ組み替えたことによる1,133万2,000円の減額で、そのほかは県支出金の対象となる事業の歳出予算の補正に伴う増減となっております。

30ページをお願いいたします。16款・財産収入につきましては3,067万9,000円の増額でございます。2項・財産売却収入において、今後活用見込みのない町有地や使用頻度の少ない公用車の売却などで、合わせて3,038万円の増額でございます。

次のページの、17款・寄附金につきましては、現在までの寄附実績から3,514万9,000円の減額でございます。

18款・繰入金につきましては2億2,259万9,000円の減額でございます。主な要因といたしましては、地方交付税の追加交付や事業費の減に伴い、財政調整基金繰入金を1億9,459万3,000円減額したほか、公共施設等整備基金繰入金2,607万8,000円などをそれぞれ減額したことなどがございます。

20款・諸収入につきましては68万2,000円の減額でございます。主な要因は、1項・延滞金・加算金及び過料において、固定資産税などに係る延滞金163万円の減額。32ページ下段から37ページまでの5項・雑入においては、23節・資源物売却益240万円の増、29節・小・中学校における給食の喫食実績による学校給食保護者負担金294万1,000円の減額など、全体で94万8,000円の増額となっております。

36ページから39ページまでの21款・町債につきましては、8,455万3,000円の減額でございます。詳細につきましては、後ほど第3表で事業別に説明をさせていただきます。

次に、歳出につきまして御説明をいたします。

40ページをお開きください。

歳出につきましては、主に国の補正予算に伴う事業の計上、執行残の減額などの予算整理などがございます。説明に当たりましては、目別に主な増額事業と減額事業の内容について御説明をいたします。

1 款、1 項、1 目・議会費では、視察等の中止やタブレット導入に係る経費が確定したことにより、7 6 8 万 3, 0 0 0 円の減額でございます。

続いて、2 款・総務費でございますが、4 8 ページをお開きください。

2 項・企画費、1 目・企画総務費では、企画一般事務事業において、ふるさと納税の寄附額の減に伴う、返礼品に要する報償費など 1, 2 0 4 万 8, 0 0 0 円の減額。下段から次のページ上段にかけての 3 目・地域振興費、交通輸送対策事業につきまして、阿戸線の 4 月から 9 月までの運行に対する精算として、バス路線補助金 3 3 8 万 1, 0 0 0 円の増額でございます。

5 6 ページをお開きください。

3 款・民生費、1 項・社会福祉費、1 目・社会福祉総務費においては、低所得者に対し、1 世帯当たり 5 万円を給付する事業費が確定したことにより、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金支給事業 1, 9 3 5 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

6 0 ページをお開きください。

下段の 8 目・介護保険費において、介護保険事業特別会計での保険給付費等の減額に伴う一般会計が負担する繰出金など、3, 1 3 8 万 9, 0 0 0 円の減額でございます。

ページをめくっていただきまして、1 0 目・後期高齢者医療費では、後期高齢者医療広域連合への納付金が確定したことにより、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金 8 4 万円の増額でございます。

続いて、6 6 ページをお願いいたします。

3 項・児童福祉費、中段の 3 目・保育所費は、保育所等運営事業において、保育士等処遇改善に要した経費について、昨年 9 月分までは補助金として支出し、1 0 月分以降については公定価格に反映されたことから、委託料など 6 3 9 万 9, 0 0 0 円の増額でございます。

続きまして、7 4 ページをお開きください。

4 款・衛生費、2 項・清掃費、2 目・塵芥処理費では、廃棄物中間処理・最終処分事業において、中間処理等の業務の入札による減額はございましたが、安芸地区広域ごみ焼却場の光熱費高騰等による管理運営経費の増加に伴う負担金の増などにより 5 4 万 9,

000円の増額となっております。

次に、78ページをお願いいたします。78ページです。

5款・農林水産業費、2項・林業費、1目・林業振興費では、林地崩壊防止対策事業において、筆の里工房裏のり面の改良工事の事業費が確定したことによる557万円の減額でございます。

下段の6款、1項、1目・商工費では、燃油価格高騰の影響を受ける運送事業者等に対する支援事業の事業費確定により、運送事業者等燃油価格高騰対策支援事業692万2,000円の減額でございます。

ページをめくっていただきまして、下段の7款・土木費、2項・道路橋梁費、1目・道路橋梁総務費では、県が単独事業として実施する県道の改良事業に対する負担金について、当初予定していた事業が翌年度に繰り越されるなどによる負担金1,710万円の減額でございます。

次のページの3目・道路新設改良費では、国の補正予算（第2号）の措置などに伴う増額、事業の進捗状況から節の組替えなど、目全体で104万円の増額でございます。

続いて、少しページが飛びます。88ページをお開きください。

4項・都市計画費、1目・都市計画総務費では、住宅購入世帯の増加により、子育て世帯「住むならくまの」応援事業200万円の増額でございます。

ページをめくっていただきまして、上段の8款・1項・消防費、1目・常備消防費では、広島市への消防事務委託料の確定による常備消防運営事務事業615万8,000円の減額でございます。

続きまして、92ページをお願いいたします。

9款・教育費、1項・教育総務費、2目・事務局費では、新型コロナウイルス感染症対策に使用する消耗品・備品等の購入に要する費用が国の補正予算（第2号）により措置されたことによる、小中学校感染症対応事業740万円の増額でございます。

続きまして、98ページをお開きください。

3項・中学校費、1目・学校管理費では、熊野中学校西校舎トイレ改修工事が国の補正予算（第2号）で措置されたことにより、中学校大規模改造事業の4,444万円の増額でございます。

106ページをお開きください。

12款・諸支出金、1項、1目・基金費の基金事業につきましては、町有地の売却に

よる2,752万円を公共施設等整備基金積立金、筆文化の継承や災害復旧・復興支援金を用途として寄附されたふるさと納税の7,498万3,000円を筆の里づくり基金積立金として増額するなど、合計で1億280万2,000円の増額となっております。

以上が、歳入歳出予算補正の主な内容でございます。

大変申し訳ありません。次に6ページに少しお戻りください。

第2表「繰越明許費」につきましては、国の補正予算に係るものなど、年度内の執行が困難になった経費について翌年度に繰り越して使用するため、合計で2億477万5,000円を計上しております。

下段の、第3表「地方債補正」、「1追加」は、緊急防災・減災事業債は、庁舎のLED改修事業で活用できることになったことにより、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、国の補正予算で措置された中学校大規模改造事業が、防災・減災・国土強靱化のための5か年加速化対策計画の事業として採択されたことなどから、それぞれ追加をするものでございます。

次のページの「変更」につきましては、限度額が変更となった公共施設等適正管理推進事業債については、入札結果による事業費の減及び庁舎のLED改修事業を緊急防災・減災事業債に組み替えたことによるもので、その他の緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災事業債、公共施設等適正化推進事業債につきましては、入札結果による事業費の減額でございます。

続いて、限度額が増額となった公共事業等債につきましては、国の補正予算等の交付決定による事業費の増額、緊急自然災害防止対策事業債の河川事業につきましては、当初予算で計上しておりました事業が災害予防事業として国から事業承認を得られたことに伴い増額するものでございます。

下段の「3廃止」の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の追加交付など歳入が大きく増加したことから、借入れを行わないため廃止をするものでございます。

令和4年度熊野町一般会計補正予算（第5号）案についての説明は、以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で提案理由の説明を終わります。

暫時休憩します。

（休憩 16時08分）

(再開 16時09分)

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 休憩前に引き続き、会議を開始します。

ここでお諮りします。

本日はこれをもって延会とし、明日午前9時30分から会議を開くことにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。

よって、本日は延会とし、明日午前9時30分から会議を開くことに決定しました。

お疲れさまでした。

(延会 16時09分)